

平成 3 1 年 3 月 2 0 日

平成 3 1 年 千葉市教育委員会会議第 3 回定例会

[参考資料]

議案第 9 号 関係	1
議案第 1 0 号 関係	3
議案第 1 1 号 関係	2 3
議案第 1 2 号 関係	2 5
議案第 1 3 号 関係	3 5
議案第 1 4 号 関係	3 7
議案第 1 5 号 関係	4 3
議案第 1 6 号 関係	5 3
議案第 1 8 号 関係	5 9

第1章 背景・目的等 【本編 P1】

- 1 背景
 - 本市が所有する施設全体の約50%（延床面積ベース）を占める学校施設の老朽化は、深刻な課題であり、今後多額の財政支出が危惧される。
 - 「77長寿命化基本計画（77老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）」や、文部科学省「77長寿命化計画及び本市の公共施設等総合管理計画」に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める「個別施設計画」の策定が求められている。
 - 第2次千葉市学校教育推進計画を踏まえて、学校施設の整備・維持管理を行っていく必要がある。
- 2 目的
 - 本市学校施設について、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を推進しつつ、安全性の確保や性能・機能の維持・向上を図るための方針を明らかにする。
- 3 計画の位置付け
 - 本市学校施設に関する「個別施設計画」として位置付け
 - 各年度の事業量や実施時期等は、予算や国庫補助の状況等を踏まえて決定
- 4 計画期間
 - 平成31年度～平成40年度 ※平成36年度を目途に見直し
- 5 対象施設 ※平成30年4月1日現在
 - 171校（小学校・中学校・特別支援学校・高等学校）

第2章 学校施設の実態 【本編 P3】

- 1 学校施設の運営状況等
 - (1) 学校施設一覧
 - 本編P3～6に記載のとおり
 - (2) 児童生徒数等の推移
 - 平成30年5月現在の小中学校の児童生徒総数は、71,472人であり、ピーク時（昭和57年）の約55%となっている。
 - 平成52年には、平成30年比で約3割減の見込み
 - (3) 学校の分布状況
 - 児童生徒数の減少に伴い、今後小規模校が増加の見込み
 - (4) 施設関連経費の推移
 - 平成24～29年度の平均：約76億円/年
 - (5) 学校施設の保有量と今後の維持・更新コスト
 - 延床面積約115.0万㎡（1,071棟）の学校施設を保有
 - 建築後30年以上経過した建物が全体の約8割に到達
 - 多くは昭和40～50年代に集中して建築されており、今後、改修・改築のタイミングを一齐に迎える
 - 築60年で改築した場合、今後40年間で6,146億円（平均154億円/年）必要となるほか、前半20年間に改築が集中し、平均178億円/年に達する見込み【図表2-11（裏面参照）】
- 2 学校施設の老朽化の実態
 - (1) 構造躯体の健全性
 - 鉄筋コンクリート造の学校施設の構造躯体は、概ね健全
 - (2) 構造躯体以外の老朽化
 - 屋上や外壁、内部仕上げ、設備等は、経年劣化等が進み、様々な支障が発生

	30年度	36年度	増減
小規模校	56校	66校	10校
適正規模校	101校	90校	△11校
大規模校	8校	7校	△1校
計	165校	163校	△2校

※小・中学校の校数

第3章 学校施設の目指すべき姿 【本編 P18】

下記のとおり「学校施設の目指すべき姿」を掲げ、今後の環境整備に取り組む。

学校施設の目指すべき姿

- 安全性の確保
 - 老朽化対策に加え、地域防災拠点としての安全性及び機能の強化を図る整備を行い、安全・安心で衛生的な学校施設を目指す。
- 学習環境の向上
 - 多様な学習活動を可能とし、学ぶスタイルの変化等にも柔軟に対応可能な環境の整備を行い、学習環境の向上を目指す。
- 生活環境の向上
 - 生活様式の変化や、社会の多様化等に留意し、機能性や利便性を高めるとともに、省エネルギー化の推進等により、生活環境の向上と環境負荷の低減を目指す。
- 地域とともにある学校施設づくり
 - 社会の変化や各地域の実情等を踏まえながら、周辺施設との複合化や地域活動の拠点確保等についても検討を進め、地域とともにある学校施設を目指す。

第4章 学校施設整備の基本的な方針等 【本編 P20】

1 施設整備の考え方

学校施設の実態を踏まえつつ、「学校施設の目指すべき姿」を見据えてより効率的で効果的な整備を進めるため、以下の考え方を設定

施設の安全性・耐久性に関する考え方

- 施設の安全性の確保
 - 老朽化対策や安全性の確保を計画的に進めることに加えて、人命等に関わる支障への対応や学校運営上不可欠な修繕・工事等は、優先して実施
 - 「改築」中心の考え方から、適切な維持・保全を行うことで学校施設の延命を図る「長寿命化」へ転換

施設の性能・機能に関する考え方

- 基本的な整備水準の確保
 - すべての児童生徒が、時代の趨勢にあった環境で等しく教育を受けることができるよう、基本的な整備水準を確保

多様なニーズへの対応

- 費用対効果や実現可能性、整備のタイミング等を踏まえながら、多様なニーズに対応するための施設整備を検討
 - 社会的変化や時代の要求等に合わせ、基本的な整備水準に適宜反映

2 施設の長寿命化

安全性を確保するため、コスト縮減・平準化を図りつつ、予防保全を行い、長寿命化を図る。また、その実現に向けて以下の考え方を設定

(1) 目標使用年数

- 原則「80年」に設定。ただし、一部については躯体の健全性により、「70年」「60年」に設定 ※棟ごとに設定
- 効率性等を考慮し、整備は原則「学校単位」で実施

(2) 改修周期

- 築20・60年目に原状回復を目的とした大規模改修を、築40年目に性能・機能向上も含めた保全を行うアップデート改修を実施
 - 時代の要求に沿った整備となるよう、実施内容は適宜見直し

3 基本的な整備水準

- 老朽化対策とあわせて、施設間の性能・機能の格差解消を図るため、基本的な整備水準を設定
 - 小・中学校において、整備されるべき特別教室の考え方を設定

4 学校適正配置に向けた取組みとの連携

学校教育本来の役割を十分発揮するため、「第3次千葉市学校適正規模・適正配置実施方針」を策定し、学校の適正規模・適正配置に向けた取組みを推進しており、取組みの進捗状況を踏まえ、今後の学校施設整備に取り組む。

【基本的な整備水準（一部抜粋）】

分類	項目
学習環境	1台1台接続回線（高速回線） 教育用・校務用コンピュータ 他
生活環境	272㎡、洋式便器、防犯カメラ 他
地域との関わり	蛇口付水栓、防災対応型トイレ 他

第5章 将来費用の見通しと今後の取組み【本編 P32】

1 将来費用の見通し【図表5-1】

- 長寿命化により、今後40年間のコストを一定程度「縮減」可能
- 長寿命化だけでは、改築時期の集中は避けられず、コストの「平準化」は困難

2 財政負担の平準化と縮減に向けた検討

(1) 改築時期の平準化

- 改築時期の前倒しにより、コストの一定の「平準化」と「縮減」が可能

- 今後10年間は、大規模改造及び7アップグレード改修、外壁やトイレ等の改修を実施

(2) 学校適正配置に向けた取組み

- 活力ある学校づくりのため、「取組みの優先度」が高い学校の適正配置が進むとともに、跡施設を売却することを想定【図表5-4】

(3) 施設規模の縮減

- 保有資産有効活用の観点から、児童生徒数減少にあわせた学校施設規模の縮減が不可欠であり、改築面積の縮減を想定【図表5-5】
- ※個々の学校施設の改築に当たっては、児童生徒数推計等を踏まえて、変化する教育ニーズ等に応じながら、適切な規模を検討

3 今後の取組み

- 試算結果は、過去の施設関連経費の平均額を大幅に上回り、現実的には財源の確保が難しい。
- 試算どおりの整備は困難であり、さらなるコスト縮減と財源確保に向けた取組みを早期に進めていく必要がある。

(1) 施設規模の縮減と汎用性・効率性の高い施設の整備

- 改築時には、個々の学校施設の必要規模（敷地や延床面積等）を精査
- 他用途への転用や不要部分の切り離しが可能な汎用性の高い学校施設の整備、効率的な改築（低コストな方法等）を検討

(2) 新たな視点を取り入れた学校適正配置の推進

- より良い教育環境の整備に向けて、学校適正配置の取組みを一層推進
- 目標使用年数や改修時期、施設規模等も考慮した適正配置の検討
- 徒歩圏域全体の児童生徒数推計を見通したうえで、学区の調整による学校規模の適正化や学校適正配置を戦略的に推進するなど、新たな視点を検討

(3) 他の施設との複合化

- 資産の有効活用の観点から、周辺施設との複合化を積極的に検討
- ア 周辺公共施設との複合化により、地域とともにある学校施設づくりを検討するほか、地域の公共施設全体の総量縮減を推進
- イ 民間施設との複合化の検討により、資産の有効活用を一層推進

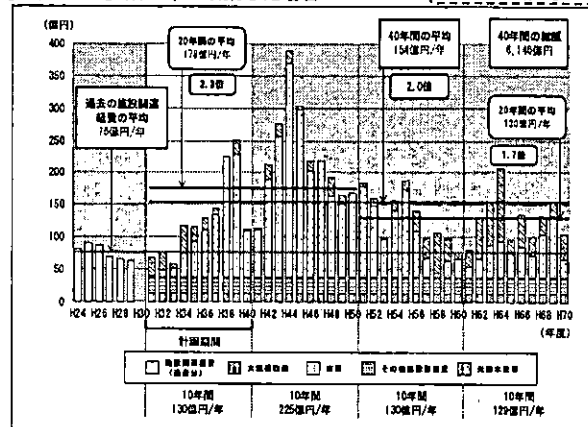
(4) 学校跡施設の有効活用

- 財源の確保や資産の有効活用の観点から、学校跡施設の売却・貸付を推進し、学校施設整備の原資につなげていく。

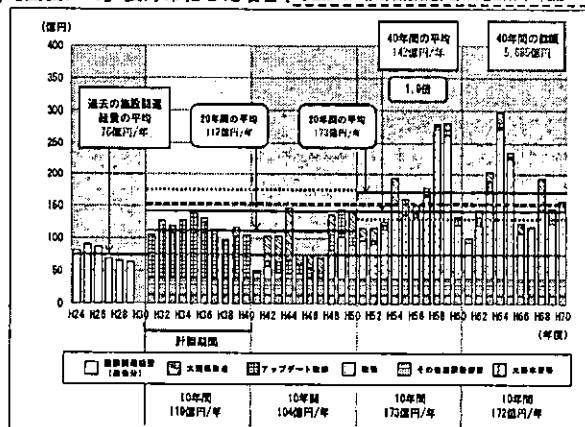
(5) 総合的な取組みの推進

- 上記(1)～(4)は、総合的に検討していくほか、地域の特性等も踏まえて、様々な可能性を考慮
- 計画の見直し（平成36年度を目途）にあたり、上記(1)～(4)の検討結果や進捗を踏まえるとともに、将来の教育の在り方や本市の施策展開を踏まえ、総合的な視点から柔軟に対応

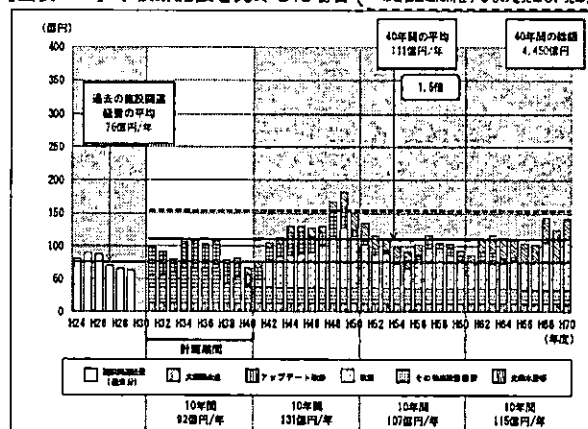
【図表2-11】築60年で改築した場合



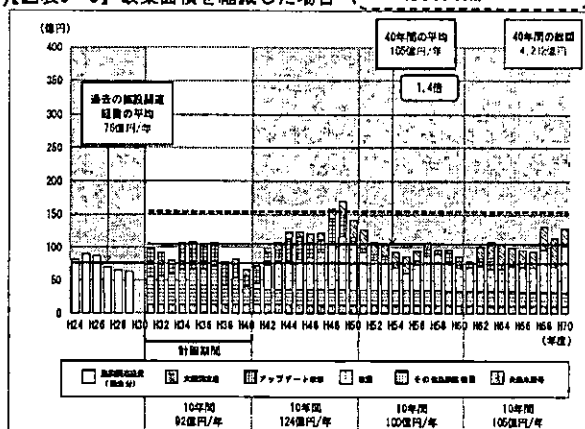
【図表5-1】長寿命化した場合



【図表5-4】学校跡施設を売却した場合



【図表5-5】改築面積を縮減した場合



第6章 計画の継続的運用【本編 P43】

1 改修等の優先順位付けの考え方

- 目標使用年数だけでなく、構造躯体以外の劣化状況等も踏まえ、改修・改築の優先順位を見直し
- 躯体以外の劣化状況の評価は、文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」の考え方を参考として活用

2 適切な点検の実施

- 日常点検・法定点検・定期点検の適切な実施と、点検結果を踏まえた改修や修繕により、効率的・効果的に長寿命化

3 施設情報の管理

- 学校施設の基本的情報や工事履歴・点検結果等を、一元的に管理・蓄積・共有可能な仕組みづくりを検討

4 推進体制等の整備

- 各学校・教育委員会・市長部局の一層の連携・協力を推進

千葉市放課後子どもプラン（案）【概要】

第1章 プランの策定に当たって

1 放課後子どもプランの背景と趣旨

1 社会的な現状・背景

- 人口減少社会の到来、少子化や核家族化、女性の就労の増加、家族形態の多様化による子どもを取り巻く環境の変化
- 地域のつながりの希薄化、子どもの遊び場の減少、地域、家庭の教育力の低下
- 子どもを狙った犯罪や事故による放課後における子どもの安全・安心な居場所の確保への機運の高まり

2 「放課後子ども総合プラン」（平成26年）及び「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年）の策定

- 「放課後児童健全育成事業」と「放課後子ども教室」を一体的あるいは連携して実施
- 共働き家庭等の「小1の壁」の打破、次代を担う人材の育成の観点
- すべての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができることを目指して策定

3 千葉市における取組と課題

- 「千葉市こどもプラン」により放課後施策を展開
- 子どもルームでは待機児童の発生や深刻な指導員不足、放課後子ども教室ではプログラムの充実や人材の発掘、開催日数、参加児童の減少が大きな課題

4 千葉市放課後子どもプランの策定

- 放課後施策を総合的・計画的に実施するために、新たに「千葉市放課後子どもプラン」を策定

2 計画の位置づけ

- 「千葉市新基本計画」を上位計画とする、「千葉市学校教育推進計画」、「生涯学習推進計画」、「千葉市子どもプラン」等の個別部門計画と整合を図りながら、放課後施策を総合的・計画的に推進するための行動計画として策定する。

3 計画の期間

- 2019年度（平成31年度）から2023年度までの5年間
- 中間年である2021年度に見直しを実施

2019年度 (平成31年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
千葉市放課後子どもプラン				
		計画の見直し		

4 計画の対象

- 市内に在住、または市内小学校に通う小学生を対象とする放課後関連施策

第2章 放課後に関する現状と課題

1 放課後子ども教室（教育委員会）

ア 実行委員会方式

- 保護者の協力が児童の参加条件であることの撤廃など、希望する全ての児童が参加できる方策が必要
- 一体型モデル校や活動支援型モデル校との間で学びの機会や内容に格差が生じない方策が必要
- 全学年が楽しめる魅力的なプログラムの実施が課題
- コーディネーターの後継者が育っていないことや、PTAや保護者会では単年度で役割が終了することを踏まえ、管理運営のノウハウや地域の情報の引継ぎが課題
- コーディネーター、子どもルーム指導員、学校との一層の連携が必要
- 担い手不足の解消のため、事業の周知など、多くの方に協力していただける工夫が必要
- 事業を活発に推進するため、人材・活動場所の確保が喫緊の課題
- 実施日数が目標とする30日に満たない学校が多く、新たな支援と目標設定が必要

イ 活動支援型モデル事業

- 活動の活性化と地域負担軽減を両立させる方策が必要
- 支援が終了した後も地域で円滑に運営ができるノウハウの構築が課題
- 支援を受けずに活動している学校との不公平感解消のため、誰もが納得できる選定方法が必要

2 子どもルーム（こども未来局）

- 余裕教室を活用することで整備費用の抑制を図ることを基本としつつ受け入れ枠拡大のために必要な地域には施設の増設を進めるが、利用児童数が増加している学校は、余裕教室が少ない
- 施設には余裕があるものの、指導員が不足しているため、受入枠を拡大できないルームがある
- 図書室などの特別教室を学校教育との共用で利用して運営している高学年の子どもルームは、おやつやの保管場所が確保できないことや、学校の日課によって使用できない時間があるなど施設面・運営面ともに支障がある
- アンケート結果によると、「体験活動の実施される回数が少ない」「高学年の子どもが、参加しやすい（参加したくなる）活動が少ない」などの活動内容に対する意見が多く寄せられており、多様なニーズへの対応が必要となっている

3 放課後子ども教室・子どもルーム一体型モデル事業（教育委員会）

- より広い活動スペースを必要とするため、子どもルームが敷地外にある学校や活動場所が不足する大規模校への導入が困難であり、一体型への移行について、より柔軟な方法を検討する必要がある
- 財政的に安定した運営のため、昼間・夜間の時間帯の区切りや利用料金の見直しを検討する必要がある
- 特別な支援を要する児童も含む全ての児童への安全管理や体験機会提供のため、より個に応じたきめ細かな配慮が必要
- 一体型モデル事業は、子どもルームと同様の指導員の配置や安全基準の遵守が求められている

4 放課後の居場所の提供

- 前記以外の放課後の居場所として、こどもカフェをはじめ、下記の施設（事業）が利用されている。

(1) こどもカフェ（こども未来局）	(2) 子ども交流館（こども未来局）
(3) プレーパーク（こども未来局）	(4) 公民館（教育委員会）
(5) 図書館（教育委員会）	(6) 生涯学習センター（教育委員会）
(7) 南部青少年センター（教育委員会）	

第3章 千葉市の放課後施策の基本理念

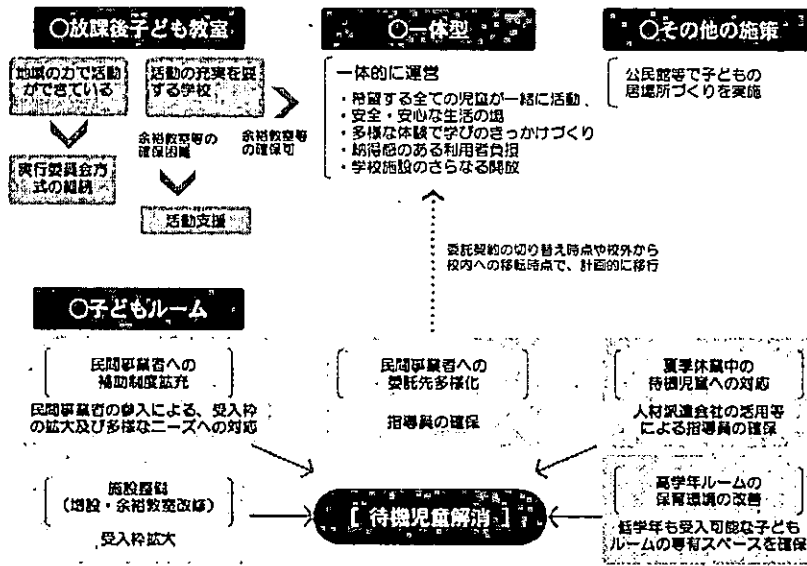
1 基本理念

- 希望するすべての児童に安全・安心に過ごせる居場所を提供します。
- 希望するすべての児童を対象に「学びのきっかけ」を提供します。
- 放課後の学校施設の利用を推進します。
- 納得感のある保護者費用負担により、財政的に安定した運営を実現します。

第4章 今後の放課後施策の方向性

1 全体の方向性

- 子どもたちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりのため、引き続き地域主体による放課後子ども教室を全校（一体型校を除く。）で実施する。
- 一体型を中心とした放課後の居場所の整備を計画的に進める。
- 一体型の導入が難しい学校については、引き続き学校施設の有効活用を検討するとともに、当面は実行委員会方式で放課後子ども教室を継続できるよう支援のあり方を検討する。
- 子どもルームは、補助制度拡充による民間事業者の参入促進、施設整備、委託先多様化の推進等に取り組み、待機児童対策及び多様なニーズへの対応に努める。



2 学校施設の活用に関する方策

- 校庭や特別教室を含めた学校施設を積極的に活用する方針の下、学校との調整を行い、児童の教育環境を十分確保した上で、放課後施策への活用を進める。
- 校庭に関しては、全校での放課後の自由開放を推進する。
- 公民館等の学校外施設を活用した一体型の導入や、校外にある子どもルームを校内に移転させるタイミングでの導入について、柔軟かつ多様な手法での移行を検討する。

第5章 各施策の事業展開

1 放課後子ども教室・子どもルーム一体型モデル事業

(1) 目標事業量及び整備計画

【目標事業量】

2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
6校	12校	18校	さらなる拡充	

(2) 実施にあたっての具体的方策及び計画を実施するための留意事項

- 体験プログラム：週2日程度を目安に実施し、希望する全ての児童への多様な体験機会を提供
- 継続プログラム：特色のあるプログラムを企画、家庭の経済状況による差が生じない費用設定
- 利用料金について ○ 特別な支援を要する児童への対応 ○ 職員の配置について

2 放課後子ども教室

(1) 目標事業量及び整備計画

【目標事業量】

2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
実施日数(活動支援型)	21日(26日)	22日(27日)	23日(28日)	24日(29日)	25日(30日)
児童登録率	14.6%	15.9%	17.2%	18.6%	20.0%

(2) 実施にあたっての具体的方策及び計画を実施するための留意事項

- 体験プログラム：情報交換会の実施等による周知に一層努め、全校におけるプログラムの共有化を図る
- 継続プログラム：保護者の送迎を要さない習い事として魅力的な体験機会の提供に努める
- 事業の周知 ○ 一体型への移行困難校について ○ 子どもルームとの連携の促進 ○ 特別な支援を要する児童への対応

3 子どもルーム

(1) 目標事業量及び整備計画

- 補助制度拡充による民間事業者の参入促進

【目標事業量】

2019年4月	2020年4月	
施設数・人数	5か所・240人拡大	4か所・160人拡大

○ 施設整備

【目標事業量】

2019年4月	2020年4月	2021年4月	
施設数・人数	3か所・120人拡大	2か所・40人拡大	4か所・380人拡大

○ 委託先多様化の推進

【目標事業量】

2019年4月	2020年4月	
社会福祉協議会以外への委託	12か所	11か所
一体型事業への移行	5か所	6か所
指導員充当による受入枠拡大	220人	280人

(2) 実施にあたっての具体的方策及び計画を実施するための留意事項

- 補助制度拡充による民間事業者の参入促進
- 委託先多様化の推進
- 夏季休業中の待機児童への対応
- 特別な支援を要する児童への対応
- 余裕教室を活用した施設整備の推進
- 高学年子どもルームの保育環境の改善
- 子どもルーム未設置校への対応
- 職員の配置基準等

4 その他の施策

- (1) どこでもこどもカフェ（こども未来局）
- (2) 子ども交流館（こども未来局）
- (3) プレーパーク（こども未来局）
- (4) 公民館（教育委員会）
- (5) 図書館（教育委員会）
- (6) 生涯学習センター（教育委員会）
- (7) 南部青少年センター（教育委員会）

第6章 ブランの推進体制

- 各担当部局により計画の進捗状況と施策の効果等を検証・評価し、関係部局からなる「子どもの放課後対策に関する検討会議」により、定期的な評価・見直しを行い、プランの全庁的な進行管理を実現する

「千葉市放課後子どもプラン（案）」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

「千葉市放課後子どもプラン（案）」に関するパブリックコメント手続におきまして、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

いただいたご意見に対する市の考え方を取りまとめましたので公表いたします。

なお、ご意見の一部については、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

1 募集期間

平成31年2月7日（木）～3月8日（金）

2 募集結果

提出方法	人数	件数
郵送	0	0
電子メール	11	49
ファクシミリ	2	13
持参	1	5
合計	14	67

3 項目別の意見数

項目	件数
基本理念について	5
全体の方向性について	7
一体型について	19
放課後子ども教室について	5
子どもルームについて	21
その他の施策について	6
その他	4
合計	67

4 プラン（案）を修正した箇所

2箇所

5 意見の概要と市の考え方

別紙のとおり

お問い合わせ先

千葉市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課

電話 043-245-5957

ファクシミリ 043-245-5992

電子メール hokago@city.chiba.lg.jp

千葉市子ども未来局子ども未来部健全育成課

電話 043-245-5973

ファクシミリ 043-245-5995

電子メール kenzemikuser.CFC@city.chiba.lg.jp

千葉県放課後子どもプラン(案)に対する意見の概要と市の考え方

■基本理念

No.	項目	意見の概要	市の考え方	修正の有無
1	基本理念の優先順位について	基本理念について、理念1と2の順番を入れ替えた方がよい。まずは安全・安心な居場所が優先されるべきである。学びのきっかけは後回しでよい。		
2	基本理念の優先順位について	放課後は安全を確保し、自主的な遊びの中からの成長を見守ることが大切であり、十分な休養も大切である。 基本理念の最初は「安全・安心に過ごせる居場所」の確保にするべきではないか。	基本理念における番号が優先順位を示していると誤解を招かないよう、番号を削除するなど表示方法を工夫します。 子どもルームでは、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められていますので、子どもにふさわしい遊びや生活が可能となるよう環境を整えてまいります。 また、一体型は過ごし方を選択できる放課後として実施されます。学びのみではなく、心身の健康を確保する過ごし方も可能です。	○
3	基本理念の優先順位について	まずは「安全・安心な居場所」の提供が優先されるべきである。学びのきっかけが不必要とは言わないが、放課後は勉強から解放され心身の健康を確保できる時間であってほしい。		
4	基本理念の実現について	基本理念にある「希望する全ての児童に安心・安全に過ごせる居場所を提供します」の実現を願う。 子どもを持つ親が働き続けるライフスタイルが当たり前となったものの、その環境は不安定であることから、安心して生活が整えられることを望む。	平成30年(2018年)に策定した「子どもルーム待機児童解消のための緊急3か年アクションプラン」により、子どもルームの受け皿拡大を進めます。 また、2020年度までが緊急3か年アクションプランの計画期間となっておりますが、その後も国の方針の「新・放課後子ども総合プラン」との整合を持たせるように受け皿拡大を図り、待機児童を極力減らすよう努めてまいります。	—
5	「学びのきっかけ」について	「学びのきっかけを提供」とあるが、今の子どもには遊びが足りない。子ども達の発達に必要なのは習い事よりも遊びであり、子どもルームは遊びと生活の場である。	子ども達の発達に遊びは欠かせないものと考えており、放課後子ども教室、一体型ともに、自由遊びや昔遊びなども行われています。 また、様々な体験の機会は、興味を持ち自ら学ぶきっかけを生み出すものとして、子ども達にとって遊びと同様に大切なものと考えています。	—

千葉市放課後子どもプラン(案)に対する意見の概要と市の考え方

■全体の方向性

No.	項目	意見の概要	市の考え方	修正の有無
6	学校改修計画との連携について	校舎の改修計画と連携し、将来を見据えた無駄のない改修の実施を望む。	今年度策定を予定している「千葉市学校施設長寿命化基本計画」と連携し、余裕教室や校庭の放課後施策への無駄のない活用についても検討してまいります。	—
7	放課後施策の人材育成について	安心・安全を確保した上で、多様な体験を得て、学校の学びでは得られないような時間を過ごすことを保証できる「信頼できる大人」の存在が不可欠である。 「居場所」の確保のみならず、「人材育成」についての充実を図ってほしい。 特に、子どものSOSに対する支援について、知識やスキルを持つ人材の育成を望む。	こどものSOSに対応できる人材の育成は必要なものと考えており、施策を展開していく中で充実を図るよう検討してまいります。 なお、放課後子ども教室、子どもルームおよび一体型では、コーディネーターや指導員に対する研修を行い、さらなるスキルアップに努めてまいります。	—
8	放課後における大人の管理について	子どもルームにいるか、放課後子ども教室にいるかで、同じ地域の子どもと一緒に遊べなくなる事態は解消した方が良くと思うが、一体型の内容については検証しながら進めるべきと思う。 放課後は大人の管理は少ない方向で過ごさせるべきである。 大人の考えた企画で育つことは、子ども自身が遊びを考え出せる力を弱めてしまう。 プレーパークのプレーリーダーこそが求められている役割であり、プレーリーダーをたくさん養成し、子どもルーム機能を含むプレーパークを地域で展開することが理想と考える。	一体型では児童が過ごし方を選択できる放課後を目指しており、プログラムは必ずしも参加しなければならないものではありません。自由遊びや静かに過ごすことを選択する児童の意思は最大限尊重されます。なお、それらの児童に対しても見守りとしてスタッフは配置されます。 プレーパークについては、開催する市民団体に対して、プレーリーダーの出張支援を実施しており、運営する市民団体の増加を図ってまいります。	—
9	特別支援および不登校児童への対応について	特別な支援を要する児童について、指導員に十分な研修を実施するなど、適切な対応を望む。 また、不登校児童が参加できる放課後施策もあると思うので検討されたい。	基本理念で掲げる「希望するすべての児童」には、特別な支援を要する児童や不登校児童も含まれており、各放課後施策では利用の制限を設けておりません。 また、子どもルームおよび一体型の指導員は放課後児童支援員認定資格研修の受講が必須となっており、特別な支援を要する児童の理解等の科目が設定されています。 千葉県が主催する放課後児童支援員等資質向上研修では、配慮を必要とする児童への支援を科目としている回もあり、指導員に受講を促しているところです。	—

千葉県放課後子どもプラン(案)に対する意見の概要と市の考え方

No.	項目	意見の概要	市の考え方	修正の有無
10	子どもの意見の反映について	全体的に保護者向けの施策であり、子どもたちの意見がどの程度反映されているか気がかりである。 子どもたちの意見や様子を汲み取って実施されたい。	アンケートや日常の会話、現場の様子から、子どもたちの意見は反映させておりますが、今後も子どもたちの意見や様子を汲み取りながらプランを実施してまいります。	—
11	放課後の主体について	放課後は教育ではなく、福祉・発達育成・遊びの場である。 教育は学校でやればよい。子どもは未来の人材という考え方はよくない。	放課後子ども教室、一体型ともに、自由遊びや昔遊びなども行われています。 放課後の遊びも学校教育課程外の学びの場のひとつとして多様な体験機会を提供したいと考えています。	—
12	一体型による特機児童の解消について	「放課後児童クラブ運営指針」は放課後総合プランが全面に押し出す一体型の運営になじまず、このプランの実現の足かせとなり、運営指針の規制緩和を実施しようとしている市町村もあるのが現状である。 放課後児童クラブは放課後児童クラブの整備によって実施されるべきであり、特機児童の解消を一体型に求めることは将来の方向性として大きな問題がある。	当市の一体型は、今まで利用する放課後施策により分断されていた子どもたちが、一緒に過ごすことができるという点で、価値のあるものと考えています。 ご指摘のとおり、文科省の「放課後子供教室」は特機児童対策ではありませんが、一体型に移行することで、今以上の特機児童を発生させないことの一助となっています。 子どもルームの特機児童対策と並行し、子ども達にとって安全・安心な居場所であるよう事業を進めてまいります。	—

千葉県放課後子どもプラン(案)に対する意見の概要と市の考え方

■一体型

NO.	項目	意見の概要	市の考え方	修正の有無
13	一体型の職員配置基準について	一体型については子どもルームに準じた職員配置とあるが、最低2人以上の指導員資格を持つ者の配置と解してよいか。	「千葉県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」のとおりです。 第10条第2項 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。	—
14	一体型の料金設定および継続プログラムの非課税世帯などへの支援について	今後の料金設定が見通せない中、一体型事業の拡大を図ることに疑問があり再度の検討を要する。 また、継続プログラムについて、非課税世帯などへの支援をどう考えているのか。		
15	継続プログラムについて	利用料金が発生することで、参加できない子どもが傷つく心配や、支払っている保護者が子どもに参加を強要するなどの危険があるため、利用料金を取ることで子どもに影響が出ないようにするべきである。	利用料金については、平成31年度に各区1校で実施するモデル事業を検証し、適切な料金設定を検討します。 継続プログラムは共働き等で習い事への送迎ができなかったご家庭に、学校という安全な環境で送迎を要さない習い事を提供できる利点があり、保護者の就労状況により生じる機会の格差の解消を図っています。 なお、市場より安価に行われることを条件としておりますが、貧困対策として導入される学校外教育パウチャー事業の活用など、学習機会に差が生じないよう配慮してまいります。	—
16	継続プログラムについて	一体型モデル事業は、保護者の就労の有無で分けられないことや、子どもルーム待機問題の解消につながることは評価できるが、家庭の状況で参加・不参加が分かれるべき場所ではないことから、有料のプログラムは不要である。		
17	新1年生への対応について	一体型について、人が入れ替わる落ち着かない環境下で、放課後生活の質の悪化とならないか。特に17時以前に新1年生に適切な対応が可能なのか。	平日の昼間の部については、児童20人に対し1人のスタッフを配置するとともに、活動が複数箇所に及んでも対応ができるよう、児童数にかかわらず最低4人のスタッフを配置しております。	—
18	一体型のニーズについて	待機児童解消は子どもルームの拡充により図られるべきである。 保護者は子どもを預けたいだけであり、多様な体験は求めている。	国の「放課後子ども総合プラン」において両事業の一体的な運営は推奨されており、市としてはより付加価値のある放課後の提供を目指し、一体型を導入しております。 アンケート調査でも体験機会に対するニーズは確認できましたので、まずは安全・安心な居場所の提供を前提とし、希望する児童には多様な体験機会を提供してまいります。	—

千葉市放課後子どもプラン(案)に対する意見の概要と市の考え方

No.	項目	意見の概要	市の考え方	修正の有無
19	一体型の時間や活動内容について	一体型の夜間の部の時間を示されたい。 また、高学年には勉強につながる学習を希望する。	一体型の夜間の部は17時から19時までです(2OP 図表19)。 あらゆる体験が、将来につながるものと考えて実施しておりますが、継続プログラムではニーズを踏まえ、英語や算数、プログラミング等を導入しております。	—
20	一体型の利用者負担について	国が負担することで、一体型の利用者負担はなしにしてほしい。 利用料金が発生することで、参加できる児童とできない児童の分断を生むことが心配である。	国に対しては今後も国庫補助金の対象となるよう働きかけてまいります。 また、利用料金については、子どもルームと同様の基準で減免制度もありますが、基本理念にもありますように、納得感のある負担となるよう検討します。	—
21	一体型のおやつ提供時間について	おやつ提供は17時以降とのことであるが、子どもには栄養を補う意味でおやつは必要ではないか。	昼間の部の児童が混在し、プログラムを実施中でのおやつ提供は困難と考え17時以降としておりますが、提供時間については柔軟に対応できるよう検討します。	—
22	プログラムの児童への負担について	子ども達は加減も分からず、保護者の意思や友達との関係で参加しているかもしれない。学校の勉強に加えてのプログラムは心身の負担が予想されるため、地域の様子などを考慮して詰め込みにならないよう配慮を求める。	一体型では過ごし方を選択できる放課後となるよう配慮しておりますが、保護者や友達との関係で無理が生じていないか、子どもの意見に耳を傾け細心の注意を払ってまいります。	—
23	特別教室の利用について	科学遊びや料理、本を読んだりする機会もあると思うが、その場合、学校の理科室・図書室・調理室などは使えるのか。	授業との兼ね合いがありますので調整は必要ですが、プログラム等での特別教室の利用は可能です。	—
24	一体型拡充による指導員の不足について	子どもルームの大規模化が進み、配置基準を下回る人員配置で保育が行われている。 一体型が推進されて登録児童が増えることで、さらに指導員が不足し施設の質の低下が危惧される。	一体型は子どもルームと同様の配置基準で実施しております。 一体型が事業者への委託によって導入されることで、該当校の社会福祉協議会の指導員により近隣の子どもルームの人員が補充されることから、少なくとも子どもルームの指導員不足を招くものではないと考えています。	—

千葉市放課後子どもプラン(案)に対する意見の概要と市の考え方

No.	項目	意見の概要	市の考え方	修正の有無
25	一体型における児童の時間と空間の保障について	主体的に自分のやりたいことができる時間と空間を保障していくことが放課後児童クラブの大きな目的であり、登録児童数も多く、プログラムが中心となる一体型では、自由で関連な発達支援を行う場ではなくってしまうのではないかと。	プログラムの存在が一体型と子どもルームとの最大の違いであることは事実ですが、必ずしもプログラムに参加しなくてはならないとは考えておりません。放課後の過ごし方は児童が選択できることが重要と考えており、従来の子どもルームと同様に、読書や静養のために過ごすことも可能です。稲浜小学校の平均では、登所した児童の概ね半数がプログラムに参加し、参加しない児童は自由に過ごしています。	—
26	企業が参入することへの危惧について	一体型は大規模となった際は分割するのか。また、企業が参入することで、不動産投資の必要がない講師の派遣場所となり、利益を優先する制度設計にならないか。生活の充実よりもプログラムの充実が注力され、家庭の経済状況により格差が生じるのではないかと。	大規模校への一体型の導入方法については現在検討中です。現行でも昼間の部は複数の活動室に分割されており、校庭等も含め、子ども達の過ごす場所は十分に確保しているほか、夜間の部に切り替わるのが17時であることから、就労家庭であっても保護者の帰宅が間に合うご家庭もあり、夜間の部の利用者数は、現在の子どもルーム利用者数より減少します。ご指摘のとおり、継続プログラムは不動産や広告の投資が不要であることから、利用料金は一般的な塾や習い事よりも安価であることを条件としております。また、共働き等で塾や習い事の送迎ができなかったご家庭に、安全な学校の中での学習機会を提供するものであり、家庭の就労状況等により生じていた機会の格差の解消を図っております。今後も適正な料金であるよう留意するとともに、貧困対策として導入される学校外教育バウチャー事業の活用など検討してまいります。	—
27	一体型のあり方について	一体型のプログラムでは非認知能力を伸ばせない。また、今以上に子どもたちの活動を制限するものである。学校を無償開放してプレーパークにした方がよい。責任を一本化するために一体型を導入するのは雇用者側の怠慢であり、外遊びをさせない等の活動の制限や、集団行動の強要によるリスク軽減を生じさせ、子ども達を「指示待ち」にしてしまうだけである。放課後のもっと自由であるべきであり、プログラムも先生も不要であり、プログラム提供が前提ではない「学校開放」的放課後子ども教室の方がよい。	一体型では、子ども達が過ごし方を選択できる放課後を目指しており、自由遊びも含まれています。当然、安全・安心であることが前提となりますので、自由に過ごすにあたって、大人の見守りを要するのは放課後児童クラブと同様ですが、リスク軽減のために外遊び等を禁止するようなことはありません。学校の開放については、一体型とは別にプランの中で検討事項としております。	—

千葉市放課後子どもプラン(案)に対する意見の概要と市の考え方

No.	項目	意見の概要	市の考え方	修正の有無
28	有料であることの弊害について	<p>同調圧力がかかり、2000円が隠れた貧困家庭に負担をかけることになる。</p> <p>無償であるべき義務教育の場で利用料金を徴収しているが、有料であることで保護者から子ども達に圧力がかかるのではないかと懸念されている。</p> <p>放課後子ども教室では保護者から参加するよう言われて来る子ども達がプログラムの進行の障害となっていると聞く。また、この状態も地域のやりがいの減退を生んでいるようである。</p> <p>プログラムは毎日の実施を義務化せず、地域の有志によりたまたま開催されれば十分である。</p>	<p>当プランでお示しする放課後施策は、学校という場を使用するだけで、義務教育ではないものと捉えています。</p> <p>稲浜小学校の平均では、登所した児童の概ね半数がプログラムに参加し、参加しない児童は自由に過ごしていますが、今後も子ども達が無理に参加させられることなく、過ごし方を選べる放課後であるよう努めてまいります。</p> <p>なお、放課後子ども教室については毎日の実施を求めておらず、地域の負担を鑑み、プランにおいて目標事業量も見直したところです。</p>	—
29	放課後への地域の参加について	<p>毎日プログラムを課すことが足枷となり、本来の地域住民参加というコンセプトに逆行し、地域離れを誘発している。</p>	<p>一体型で実施されるプログラムは週2回程度です。また、地域協力者の掘り起しや参画を呼びかける等、積極的に協力を求めることとしています。</p> <p>稲浜小では、一体型に移行する以前の放課後子ども教室関係者が見守り等で参加しており、今後も地域参加の場となるよう努めてまいります。</p>	—
30	学校の営利化による民業圧迫について	<p>放課後に安価な習い事を導入することで、習い事をしにくい子どもルームの児童だけではなく、全ての児童が校内での習い事を選択し、民業を圧迫するのではないかと懸念されている。</p> <p>また、市は安い委託料の不足分をプログラムによって補填することを事業者に示唆している。事業者は撤退を盾にすることで市はあらゆる要望も飲むことになりはしないかと懸念されている。</p>	<p>継続プログラムは不動産や広告に対する投資がない分、利用料金に還元されることを条件としています。稲浜小では、多いプログラムでも利用児童数は16人であり、校外の塾や習い事のために中抜けする児童もいることから、全員が継続プログラムを選択し、民業圧迫になるとは考えておりません。</p> <p>市としては、委託料は適正であると考えています。なお、一体型の委託は子ども達への影響を配慮し3年契約なので、事業者が途中で撤退することはありません。また、契約期間満了後、市が撤退させないために要望を飲むということもありません。</p> <p>放課後に参入する企業やNPOは多数あり、子ども達にとって真に有益となる事業者と契約できるよう今後も慎重な審査に努めます。</p>	—
31	夜間まで利用する児童の居場所について	<p>夜間まで利用する児童は昼間の部に落ち着かない環境で過ごすこととなり、ゆっくりできる居場所が確保されないのではないかと懸念されている。</p> <p>一体型は17時まで「放課後児童健全育成事業」とはいえない状況であり、つまりは17時以降も「放課後児童健全育成事業」ではない。</p>	<p>一体型では、現在の子どもルームを専用室として利用しますが、開所日の毎日、専用室にて生活の場(静養スペース)を提供するとともに、別途調整した場にて自由遊びの場を提供することとしています。</p>	—

千葉市放課後子どもプラン(案)に対する意見の概要と市の考え方

■放課後子ども教室

No.	項目	意見の概要	市の考え方	修正の有無
32	シニア世代との交流について	シニア向け住宅を提供する企業等と連携するなどし、担い手不足解消のためにもシニア世代の協力を仰ぐべきである。	放課後子ども教室では、今後もプログラムの充実のため企業やNPOへの協力は仰いでいきたいと考えております。また、地域の方々の参画を求めており、引き続きシニア世代の協力を得ていきたいと考えております。	—
33	放課後子ども教室の活動支援について	地域の高齢化により継続が困難な学校が多いことから、総合コーディネーターが関わる学校を増やす必要がある。	総合コーディネーターによる活動支援は、15校を維持しつつ、モデル校を入れ替えながらより多くの学校に支援に入れるよう調整しています。また、平成31年度からは選定について実行委員会からの希望をお聞きすることで、より支援を要する学校への支援に努めています。	—
34	放課後子ども教室における保護者との意識の共有について	放課後子ども教室は保育園化しており、保護者には誰かがわが子のために時間を使ってくれているという認識が必要である。 市には、各区の担当者を決めて、一緒に作っていく放課後子どもプランであってほしい。子どもの環境は保護者・学校・地域・行政の協働作業であってほしい。 保護者にもいっしょに子どもたちの放課後を作っていくという意識を持ってもらう仕掛けを希望する。	放課後子ども教室は、運営されている方も保護者であることが多く、協力者が得られない中で、ご自身のお子様以外のためにご尽力いただいていることは、市として大変ありがたいことであると同時に、その負担は大きな課題と捉えています。 各区担当の制度は考えておりませんが、事業の周知をはじめ、保護者にもご理解を促すよう努めてまいります。	—
35	放課後子ども教室の講師謝金について	放課後子ども教室の講師謝金について、時間換算の謝金ではなく、社会通念上適当と思われる額に交通費を加えて支給されるべきである。 また、ボランティアのみに頼らず、専任のスタッフを育成することが必要である。謝金以上にコーディネーターは尽力している。	放課後子ども教室の講師謝金については、十分な金額ではなく、運営されている方がご苦労されていることは承知しております。 講師謝金の検討はプランでも挙げており、限りある予算の中とはなりますが、講師謝金や放課後子ども教室の人材については、今後も地域の負担減となるよう検討してまいります。	—
36	放課後子ども教室のあり方について	放課後子ども教室において、毎日プログラムを課すことが地域の負担となっている。 見守り主体にし、一体型にかける事業費を活用して謝金を支払えば、十分に担い手は現れる。	放課後子ども教室では毎日のプログラム実施は求めておりませんが、ご指摘のとおり、年間30日という実施日数を目標としていたことによる地域の負担は課題でありました。プランでは実情に合った目標事業量に見直すとともに、見守り主体の学校開放など、放課後のあり方について今後も検討してまいります。	—

千葉市放課後子どもプラン(案)に対する意見の概要と市の考え方

■子どもルーム

NO.	項目	意見の概要	市の考え方	修正の有無
37	取組みの優先順位について	利用希望時間のアンケートから夜間までの預かりがあれば保護者は就労できることが分かる。 放課後子ども教室のプログラムより子どもルームの受け皿拡充が優先されるべきである。	2018年(平成30年)7月に「子どもルーム待機児童解消のための緊急3か年アクションプラン」を策定し、2020年度末までに1,440人分の受け皿拡充を図ります。 また、両事業のニーズを同時に満たす放課後子ども教室・子どもルーム一体型モデル事業を拡充していきます。	—
38	子どもルーム利用希望数の予測について	子どもルームの利用希望予測はどのようなデータを基に算出しているのか(40P)。 また、今後の就労者の増加を加味すると見通しが甘いと感じるがどうか。	子どもルームの学年別の利用率に、5歳児の保育所利用率の伸び率を考慮し、今後3年間の児童数推計をもとに算出いたしました。 なお、5歳児の保育所利用率の伸び率も加味していることから、見通しとしては妥当と考えております。	—
39	施策の優先順位について	施策には優先順位があり、緊急かつ重要である子どもルームの環境改善と待機児童の解消を優先するべきではないか。	子どもルームの待機児童数の増加については、緊急の課題として認識しておりますので、平成30年(2018年)に策定した「子どもルーム待機児童解消のための緊急3か年アクションプラン」により、子どもルームの受け皿拡充、子どもルームの環境改善を図ってまいります。	—
40	施設環境の改善について	子どもルームの施設環境を課題として設定し、指導員の配置基準や面積基準の向上といった対策を講じるべきである。	子どもルームの環境改善のために、必要な地域には増設により施設整備を推進し、高学年子どもルームの環境改善も行うことにより、子どもルーム全体の保育環境の改善を進めてまいります。 また、委託先多様化の推進等により、指導員の確保を図り、条例に基づき指導員の適正な配置に努めます。	—
41	子どもルームの従うべき基準について	本当に子育てしやすいまちを目指すのであれば、プランに子どもルームの運営基準について、「現在の基準を改善することはあっても引き下げることはない」と明記すべきである。	児童の安心・安全の確保という観点から、子どもルームに入所する児童数に応じた指導員の確保を図り、国・他市の動向を見極めたうえで、現在の基準を守りながら、待機児童を極力減らすことができるよう子どもルームの整備・運営に努めます。	—

千葉県放課後子どもプラン(案)に対する意見の概要と市の考え方

NO.	項目	意見の概要	市の考え方	修正の有無
42	指導員確保について	指導員確保が難しくなっている原因についてどう分析しているのか。なぜ社会福祉協議会以外の事業者に委託することで指導員が確保できるとされているのか理由を説明してほしい。	平成27年度から4年生、平成28年度から5年生、平成29年度から全学年を受入開始したことや、子どもルーム利用率の増加により、利用児童数が急増したことが原因と分析しています。 民間事業者の持つ独自のアイデア、効率的な募集方法、従来とは異なる雇用形態等により、新たな人材の掘り起しができると考えています。また、民間事業者は他市でも多くの実績を残しており、他市で勤務している経験のある指導員を本市に配置するなど、豊富な人材力も活用できると考えております。	—
43	社会福祉協議会への支援について	待機児童解消策として民間事業者への委託、一体型への移行、補助制度拡充による民間事業者算入促進などが挙げられているが、同時に従来の受託者である社会福祉協議会への支援の拡充も行うべきではないのか。	補助制度拡充による民間事業者の参入促進、委託先の多様化の推進を進めるとともに、千葉市社会福祉協議会への支援は引き続き行ってまいります。	—
44	子どもルームの休所枠の活用について	夏休みの休所枠活用を土曜日にも設けてほしい。	子どもルームの利用については、1か月を単位としており、8月の間のみ、月単位で休所枠を活用していただいております。現在の所、曜日単位での利用はできませんが、土曜日での利用については、利用児童が少ないことから、今後検討してまいります。	—
45	民間事業者の参入促進について	商業施設の空きスペース活用や学習サポートなどを含め、日曜日や祝日も開所されるとありがたい。	平成29年度から民間事業者への補助を開始したところです。今後も引き続き、日曜日開所等の多様なメニューを持つ民間事業者の参入促進を図ります。	—
46	子どもルームの環境改善について	一体型が増えても全体をカバーすることはできない。場所の確保、指導員の待遇の改善など、子どもルームの環境改善を進めてほしい。	必要な地域には増設により施設整備を進めるとともに、図書室等の特別教室を学校教育との共用で利用して運営している高学年子どもルームの保育環境の改善も図ります。 また、指導員の処遇改善については、課題として認識しております。	—
47	余裕教室を使用した子どもルームについて	子どもルームの施設整備について、「余裕教室を含めた学校施設を積極的に活用」とあるが、備蓄倉庫、福祉避難室等、災害時には地域にとって非常に有用な施設があるので、十分な調整のうえで利用方法を決定されたい。 余裕教室を使用した子どもルームについては、災害時の利用方法について担当課で協議をお願いしたい。	余裕教室を活用する際は、他の用途にも十分配慮し、調整してまいります。 大規模災害の発生による休所期間中、子どもルームを避難場所として利用できるかについては検討いたします。	—

千葉市放課後子どもプラン(案)に対する意見の概要と市の考え方

NO.	項目	意見の概要	市の考え方	修正の有無
48	高学年ルームの環境整備について	現在、図書室などを使用しているとのことだが、今年度中にすべての高学年ルームの環境整備を希望する。	今年度中の全ての高学年ルームの環境改善は、施設及び予算の面から困難な状況ですが、将来的には全ての特別教室の解消を図ることを目標とし、学校の余裕教室の状況に応じて順次対応してまいります。	—
49	子どもルーム担当課の人員について	委託先の多様化などにより担当課の人員不足が危惧されることから、増員を希望する。	市全体の職員配置に関するものではありませんが、事務量を勘案し、適正配置に努めてまいります。	—
50	子どもルームの人材派遣会社の活用について	子どもルームにおける夏休みの人材派遣会社からの派遣について、昨年失敗していることから、プランからは削除してほしい。	突発的に多くの待機児童が発生した地区で施設に余裕があれば、人材派遣会社の活用を検討してまいります。 しかしながら、今後は、なるべく早い時期にニーズを把握し、従来から実施している休所枠の活用と併せて対応できるように努めます。	—
51	子どもルームの質の確保について	子どもルームの質を確保するため、現在の職員体制を保ってほしい。	児童の安心・安全の確保という観点から、子どもルームに入所する児童数に応じた指導員の確保を図り、国・他市の動向を見極めたうえで、現在の基準を守りながら、待機児童を極力減らすことができるよう子どもルームの整備・運営に努めます。	—
52	指導員の待遇改善について	子どもルームの指導員を増やすために待遇改善を図るとともに、各大学と連携し、子どもルーム支援員の育成を千葉市として体系化できるとよい。	指導員の処遇改善については、課題として認識しております。また、研修会等の枠組みの中で、子どもルーム指導員のスキルアップにつながるよう、大学との連携について検討いたします。	—
53	指導員の待遇改善について	指導員不足は低賃金が原因である。 責任に見合わず将来性もないことから働き続けることができない。		
54	地域と子どもルームについて	子ども達と地域の大人との接点が少ない。 虐待などの家庭の問題について、児童相談所や学校だけではなく、地域や子どもルームも関係機関として重要な役割を担っていると考える。	保護者、学校との連携を密にするとともに、虐待などが心配される案件については、子どもルームから児童相談所へ通告をすることもあり、ご意見のとおり子どもルームも重要な役割を担っていると考えます。	—

千葉市放課後子どもプラン(案)に対する意見の概要と市の考え方

NO.	項目	意見の概要	市の考え方	修正の有無
55	子どもルームの環境改善について	<p>子どもルームに十分な予算が付かず、基準に沿った職員の配置や望ましい児童数での実施が困難となっている。 待機児童対策は数だけではなく、保育の質についても改善されなければ、不幸な子どもが増えるだけである。 一体型事業を進めることによる弊害はないのか。すでに民間委託したところの検証等の内容がない。</p>	<p>子どもルーム指導員が全市的に不足している状況は認識しておりますので、社会福祉協議会と連携して、指導員確保について、引き続き検討してまいります。 また必要な地域には増設により施設整備を進めるとともに、図書室等の特別教室を学校教育との共用で利用して運営している高学年子どもルームの保育環境の改善も図ります。 なお、一体型モデル事業についてのアンケート結果を本プランに記載しており、引き続き事業の検証を進めることとしています。</p>	—
56	社会福祉協議会の人員と権限について	<p>社会福祉協議会の仕事量が膨大であり、十分な人員と権限が与えられなければ子どもルームの運営にも影響を及ぼす。</p>	<p>社会福祉協議会のみでの子どもルーム運営が、指導員確保の面から難しくなっていることは認識しておりますので、民間事業者への委託、放課後子ども教室との一体型事業への移行を推進してまいります。</p>	—
57	子どもルームのあり方について	<p>人材不足の原因を待遇の悪さや研修の少なさとするのは怠慢である。 対抗馬となる学童を設置し、利用者が選択できる状況でこそ事業者も努力をするものとする。</p>	<p>補助制度拡充により民間事業者の参入を促し、民間事業者の持つ多様なメニューによる選択性の確保に努めてまいります。</p>	—

千葉市放課後子どもプラン(案)に対する意見の概要と市の考え方

■その他の施策

NO.	項目	意見の概要	市の考え方	修正の有無
58	子ども達の放課後の保障について	「忙しい」と感じている子どもが多いことに懸念がある。 放課後の居場所の提供について、保護者にとってではなく、子ども達が幸せを感じる放課後の生活の保障を望む。	子ども達の居場所の確保は重要であり、次年度から全市展開する「どこでも子どもカフェ」をはじめ、公民館やプレーパークなど、子どもの安全で安心な居場所をより広く展開してまいります。	—
59	どこでも子どもカフェについて	これまでの取組みが読み取れないため、下記のとおり表記の修正を希望する(45P)。 ①(仮称)どこでもカフェ →新たな子どもの居場所の展開(仮 どこでもカフェ) ②これまでのモデル事業 →これまでの「子どもカフェ」モデル事業	ご意見を踏まえ、下記のとおり文章を修正します。 どこでもカフェ →新たな子どもの居場所の展開(どこでも子どもカフェ) これまでのモデル事業 →これまでの子どもカフェ事業	○
60	どこでも子どもカフェについて	詳細が分からず不安もあるので、プラン内でもう少し詳しい計画の記載を求める。	いただいたご意見については、具体的な施策の実施にあたり、次年度の要綱制定等を含め検討してまいります。	—
61	公民館の活用について	公民館が日常的に子どもたちの居場所となるような取り組みを求める。	一部の公民館では、子どもの居場所として夏休みや放課後にロビーや諸室を開放し、自由に利用できるようにしています。 また、子ども向けの主催講座も開催しており、多様な学習や体験をできる講座を提供しております。 今後も安全管理や子どもの使いやすさに配慮しながら公民館の充実を図ってまいります。	—
62	その他の居場所について	プレーパークの増設や身近な公共施設の居場所としての確保を希望する。 また、すべての学校の開放を進める必要がある。	プレーパークについては、市民グループが参画しやすい環境の整備を推進します。 また、学校施設については、児童の教育環境を十分確保した上で、放課後施策への活用を進めていきます。とりわけ、校庭については、すべての学校での自由開放を推進します。	—

千葉市放課後子どもプラン(案)に対する意見の概要と市の考え方

NO.	項目	意見の概要	市の考え方	修正の有無
63	その他の施策について	<p>公民館・図書館はイベントだけではなく、日常的に子ども達が集えるような積極的な呼びかけを望む。</p> <p>図書館は、子どもが一人でゆっくり過ごせる、本のことを話せる大人がいる、といった場所であるよう工夫を望む。</p>	<p>一部の公民館では、子どもの居場所として夏休みや放課後にロビーや読書室を開放し、自由に利用できるようにしています。今後も安全管理や子どもの使いやすさに配慮しながら公民館の充実を図ってまいります。</p> <p>図書館では、学校を通じて図書館の見学会やおはなし会を開催するなど、日常的に子ども達が集えるよう積極的な呼びかけをしております。</p> <p>また、子どもたちが気兼ねなく図書館を利用し、図書館の魅力を感じてもらいたいとの観点から、運動会の振替休業日の月曜日や秋季休業期間中に「子ども開放日」を設け、今年度からモデル的に実施しております。</p> <p>今後も、これまでの図書館の枠に囚われない取組みを進めていくとともに、子ども達が利用しやすい環境づくりに努めてまいります。</p>	—

千葉県放課後子どもプラン(案)に対する意見の概要と市の考え方

■その他

No.	項目	意見の概要	市の考え方	修正の有無
64	育児休業法における短時間勤務制度の年齢枠拡大について	育児休業法において小1の壁の最大の問題が3歳未満に設定されていることから、短時間勤務制度の年齢枠拡大を提言する。	いただいたご意見については、具体的な施策の実施にあたり参考にさせていただきます。	—
65	市独自の時短勤務支援策による市内企業への年齢枠拡大の推進について	市独自の支援やルールで企業の就業規則の拡充を促し、短時間勤務制度の年齢枠拡大の推進を望む。	いただいたご意見については、具体的な施策の実施にあたり参考にさせていただきます。	—
66	国立大学附属小学校におけるプランの実施について	放課後子どもプランはそれぞれの小学校内での実施が望ましく、国立大学附属小学校においても市が支援することで、自立してプランを実施するべきである。	国立大学附属小において「放課後子どもプラン」実施の際は、市としても支援したいと考えております。 なお、国立大学附属小学校の児童も「市内に在住、または市内小学校に通う小学生」なので、附属小学校の体制が整わない現状では、千葉市の学童保育を利用させていただきたいと考えます。	—
67	プランに係る常設の委員会について	パブリックコメントのみならず、社会福祉審議会のような常設の委員会を設置し、定期的点検や質の維持のための話し合いがタイムリーに行われることを望む。	プラン(案)作成にあたっては、社会教育委員会、社会福祉審議会で議論いただいております。策定後も進捗状況について継続して報告してまいります。また、プランの進捗管理は、庁内組織である「子どもの放課後対策に関する検討会議」で行い、都度、評価・改善に努めます。	—

千葉県放課後子どもプラン（案） 新旧対照表

修正前	修正後
<p>第1章（略） 第2章（略） 第3章 千葉市の放課後施策の基本理念（30P） 1 希望するすべての児童を対象に「学びのきっかけ」を提供します。 2 希望するすべての児童に安全・安心に過ごせる居場所を提供します。 3 放課後の学校施設の利用を推進します。 4 納得感のある保護者費用負担により、財政的に安定した運営を実現します。</p> <p>第4章（略） 第5章 各施策の事業展開 4 その他の施策（45P） （1）（仮称）どこでもカフェ（こども未来局） 子どもの居場所サポーター養成講座の拡充・充実を図り、子どもたちから信頼され、安全・安心な見守りができるとともに、小さなSOSにも気が付ける市民ボランティアの育成を更に推進します。 また、これまでのモデル事業の成果を踏まえ、市民ボランティアが中心となって、地域交流の拠点となっている公民館等の施設を活用することで、市内全域で幅広い年齢の子どもたちに居場所を提供していきます。</p> <p>第6章（略）</p>	<p>第1章（略） 第2章（略） 第3章 千葉市の放課後施策の基本理念（30P） <u>希望するすべての児童に安全・安心に過ごせる居場所を提供します。</u> <u>希望するすべての児童を対象に「学びのきっかけ」を提供します。</u> <u>放課後の学校施設の利用を推進します。</u> <u>納得感のある保護者費用負担により、財政的に安定した運営を実現します。</u></p> <p>第4章（略） 第5章 各施策の事業展開 4 その他の施策（45P） （1）<u>新たな子どもの居場所の展開（どこでもこどもカフェ）</u>（こども未来局） 子どもの居場所サポーター養成講座の拡充・充実を図り、子どもたちから信頼され、安全・安心な見守りができるとともに、小さなSOSにも気が付ける市民ボランティアの育成を更に推進します。 また、これまでの<u>こどもカフェ</u>事業の成果を踏まえ、市民ボランティアが中心となって、地域交流の拠点となっている公民館等の施設を活用することで、市内全域で幅広い年齢の子どもたちに居場所を提供していきます。</p> <p>第6章（略）</p>

千葉市教育委員会電子情報処理規程の一部改正について（議案第11号）

教育総務部総務課

1 改正の趣旨

千葉市個人情報保護条例（以下「条例」という。）の改正に伴い、千葉市教育委員会電子情報処理規程（以下「規程」という。）の一部を改正するもの。

2 改正の概要

条例第2条に号の追加をする改正があったことによる号ずれを反映させるほか、条例第10条第3項にただし書が加わったことによる文言の整理等規定の整理を図る。

3 施行年月日

平成31年4月1日

4 参考

	改正前	改正後
個人情報保護 条例第2条	(1) 個人情報	(1) 個人情報
	(2) 個人識別符号	(2) 個人識別符号
	(3) 特定個人情報	(4) 特定個人情報
	(4) 情報提供等記録	(5) 情報提供等記録
	(5) 個人情報ファイル	(6) 個人情報ファイル
	(6) 実施機関	(7) 実施機関
	(7) 電子計算機処理	(8) 電子計算機処理
	(8) 事業者	(9) 事業者
	(9) 公文書	(10) 公文書

新旧対照表（千葉市教育委員会電子情報処理規程の一部改正）

千葉市教育委員会電子情報処理規程（平成15年教委訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
千葉市教育委員会電子情報処理規程	千葉市教育委員会電子情報処理規程
第1条（略） （用語の定義）	第1条（略） （用語の定義）
第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(3)（略）	(1)～(3)（略）
(4) 実施機関 千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号。以下「条例」という。） <u>第2条第6号</u> に規定する実施機関をいう。	(4) 実施機関 千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号。以下「条例」という。） <u>第2条第7号</u> に規定する実施機関をいう。
(5)～(16)（略）	(5)～(16)（略）
第3条～第24条（略） （重要電子情報の外部への提供）	第3条～第24条（略） （重要電子情報の外部への提供）
第25条 部長は、外部に重要電子情報（ <u>条例第2条第3号</u> に規定する特定個人情報を除く。第3項において同じ。）を提供しようとするときは、あらかじめ、情報総括管理者の承認を受けなければならない。	第25条 部長は、外部に重要電子情報（ <u>条例第2条第4号</u> に規定する特定個人情報を除く。第3項において同じ。）を提供しようとするときは、あらかじめ、情報総括管理者の承認を受けなければならない。
2・3（略） （個人情報の提供のための電子計算機の結合）	2・3（略） （個人情報の提供のための電子計算機の結合）
第26条 部長は、個人情報を外部に提供するため、 <u>条例第10条第3項</u> の規定により通信回線による電子計算機の結合を行おうとするときは、あらかじめ、情報総括管理者の承認を受けなければならない。	第26条 部長は、個人情報を外部に提供するため、 <u>条例第10条第3項本文</u> の規定により通信回線による電子計算機の結合を行おうとするときは、あらかじめ、情報総括管理者の承認を受けなければならない。
2（略）	2（略）
第27条（略）	第27条（略）

千葉市教育委員会組織規則等の一部改正について（議案第12号）

教育総務部教育職員課

1 議案の趣旨

平成31年4月1日付け組織改正に伴う所要の改正を行うほか、規定の整理を図るため、一部改正を行う。

2 議案の概要

(1) 千葉市教育委員会組織規則の改正

ア 教育給与課の新設

教育職員課の人事及びコンプライアンス機能の強化を図るため、教育職員課にコンプライアンス班を新設するとともに、教職員等の給与支給、勤務時間その他勤務条件に関する労務管理、安全衛生に係る業務を所管する教育給与課を新設する。あわせて、教育職員課教職員担当課長を廃止する。

イ 南部青少年センターの種別の見直し

小規模組織である南部青少年センターの種別を見直し、第2類の教育機関から第3類の教育機関に変更する。

ウ 文化財課特別史跡推進担当課長の廃止

加曽利貝塚の特別史跡指定の実現等により、担当課長設置の目的が達成されたため、文化財課特別史跡推進担当課長を廃止する。

エ 根拠法の一部改正に伴う規定の整理を行う。

(2) 教育公務員特例法第25条の2の規定に基づく指導が不適切である教諭等の認定の手續等に関する規則の改正

ア 判定会の委員のうち、充て職として教育総務部教育職員課教職員担当課長として
いるものを学校教育部教育支援課長に変更する。

イ 根拠法の一部改正に伴う規定の整理を行う。

3 施行年月日

平成31年4月1日

新旧対照表（千葉市教育委員会組織規則の一部改正）

改正前	改正後
<p>第1条～第15条（略）</p> <p>（内部組織）</p> <p>第16条 事務局の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務部</p> <p> 総務課</p> <p> 企画課</p> <p> 教育職員課</p> <p> 学校施設課</p> <p>学校教育部</p> <p> 学事課</p> <p> 教育指導課</p> <p> 教育支援課</p> <p> 保健体育課</p> <p>生涯学習部</p> <p> 生涯学習振興課</p> <p> 文化財課</p> <p>（事務分掌）</p> <p>第17条 前条に規定する内部組織の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務部</p> <p> 総務課</p> <p> (1)（略）</p> <p> (2) 事務局内及び学校の予算及び経理（<u>教育職員課</u>、教育センター総務室及び中央図書館管理課の所管に属するものを除く。）に関すること。</p> <p> (3)～(13)（略）</p> <p> 企画課</p> <p> (1)～(8)（略）</p> <p> 教育職員課</p> <p> (1)・(2)（略）</p> <p> (3) 職員の任免、分限、懲戒その他の人事に関すること。</p>	<p>第1条～第15条（略）</p> <p>（内部組織）</p> <p>第16条 事務局の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務部</p> <p> 総務課</p> <p> 企画課</p> <p> 教育職員課</p> <p> <u>教育給与課</u></p> <p> 学校施設課</p> <p>学校教育部</p> <p> 学事課</p> <p> 教育指導課</p> <p> 教育支援課</p> <p> 保健体育課</p> <p>生涯学習部</p> <p> 生涯学習振興課</p> <p> 文化財課</p> <p>（事務分掌）</p> <p>第17条 前条に規定する内部組織の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務部</p> <p> 総務課</p> <p> (1)（略）</p> <p> (2) 事務局内及び学校の予算及び経理（<u>教育給与課</u>、教育センター総務室及び中央図書館管理課の所管に属するものを除く。）に関すること。</p> <p> (3)～(13)（略）</p> <p> 企画課</p> <p> (1)～(8)（略）</p> <p> 教育職員課</p> <p> (1)・(2)（略）</p> <p> (3) 職員の任免（<u>教育給与課の所管に属するものを除く。</u>）、<u>服務</u>、分限、懲戒その他の人</p>

改正前	改正後																																												
<p>(24)～(30) (略)</p> <p>生涯学習部</p> <p>生涯学習振興課</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)～(17) (略)</p> <p>文化財課</p> <p>(1)～(10) (略)</p>	<p>(24)～(30) (略)</p> <p>生涯学習部</p> <p>生涯学習振興課</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 青少年センターの庶務(青少年センターの所管に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>(3)～(18) (略)</p> <p>文化財課</p> <p>(1)～(10) (略)</p>																																												
<p>第18条及び第19条 削除</p> <p>第5章 教育機関</p> <p>(教育機関)</p> <p>第20条 教育機関(学校を除く。)は、これを次のように分類する。</p>	<p>第18条及び第19条 削除</p> <p>第5章 教育機関</p> <p>(教育機関)</p> <p>第20条 教育機関(学校を除く。)は、これを次のように分類する。</p>																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>教育機関名称</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1類</td> <td>教育センター</td> <td>学校教育部</td> </tr> <tr> <td>中央図書館</td> <td>生涯学習部</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2類</td> <td>養護教育センター</td> <td>学校教育部</td> </tr> <tr> <td>図書館(中央図書館を除く。以下「第2類の図書館」という。)</td> <td>中央図書館</td> </tr> <tr> <td>青少年センター</td> <td>生涯学習振興課</td> </tr> <tr> <td>博物館</td> <td>文化財課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3類</td> <td>学校給食センター</td> <td>保健体育課</td> </tr> <tr> <td>埋蔵文化財調査センター</td> <td>文化財課</td> </tr> </tbody> </table>	種別	教育機関名称	所管	第1類	教育センター	学校教育部	中央図書館	生涯学習部	第2類	養護教育センター	学校教育部	図書館(中央図書館を除く。以下「第2類の図書館」という。)	中央図書館	青少年センター	生涯学習振興課	博物館	文化財課	第3類	学校給食センター	保健体育課	埋蔵文化財調査センター	文化財課	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>教育機関名称</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1類</td> <td>教育センター</td> <td>学校教育部</td> </tr> <tr> <td>中央図書館</td> <td>生涯学習部</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2類</td> <td>養護教育センター</td> <td>学校教育部</td> </tr> <tr> <td>図書館(中央図書館を除く。以下「第2類の図書館」という。)</td> <td>中央図書館</td> </tr> <tr> <td>博物館</td> <td>文化財課</td> </tr> <tr> <td>青少年センター</td> <td>生涯学習振興課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3類</td> <td>学校給食センター</td> <td>保健体育課</td> </tr> <tr> <td>埋蔵文化財調査センター</td> <td>文化財課</td> </tr> </tbody> </table>	種別	教育機関名称	所管	第1類	教育センター	学校教育部	中央図書館	生涯学習部	第2類	養護教育センター	学校教育部	図書館(中央図書館を除く。以下「第2類の図書館」という。)	中央図書館	博物館	文化財課	青少年センター	生涯学習振興課	第3類	学校給食センター	保健体育課	埋蔵文化財調査センター	文化財課
種別	教育機関名称	所管																																											
第1類	教育センター	学校教育部																																											
	中央図書館	生涯学習部																																											
第2類	養護教育センター	学校教育部																																											
	図書館(中央図書館を除く。以下「第2類の図書館」という。)	中央図書館																																											
	青少年センター	生涯学習振興課																																											
	博物館	文化財課																																											
第3類	学校給食センター	保健体育課																																											
	埋蔵文化財調査センター	文化財課																																											
種別	教育機関名称	所管																																											
第1類	教育センター	学校教育部																																											
	中央図書館	生涯学習部																																											
第2類	養護教育センター	学校教育部																																											
	図書館(中央図書館を除く。以下「第2類の図書館」という。)	中央図書館																																											
	博物館	文化財課																																											
	青少年センター	生涯学習振興課																																											
第3類	学校給食センター	保健体育課																																											
	埋蔵文化財調査センター	文化財課																																											
<p>第21条～第25条 (略)</p> <p>(教育センター)</p> <p>第25条の2 教育センターの内部組織は、総務室及び学校支援室とする。</p> <p>2 前項の内部組織の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務室 (略)</p> <p>学校支援室</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)</p>	<p>第21条～第36条 (略)</p> <p>(教育センター)</p> <p>第25条の2 教育センターの内部組織は、総務室及び学校支援室とする。</p> <p>2 前項の内部組織の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務室 (略)</p> <p>学校支援室</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)</p>																																												

改正前	改正後																																				
<p>第25条の2第1項の指導改善研修に関する こと。 (10)～(14) (略)</p> <p>第25条の3～第36条 (略)</p> <p>(職の設置)</p> <p>第37条 第20条の教育機関に次の職を置く。</p>	<p>第25条 第1項の指導改善研修に関する こと。 (10)～(14) (略)</p> <p>第25条の3～第36条 (略)</p> <p>(職の設置)</p> <p>第37条 第20条の教育機関に次の職を置く。</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>教育機関名称</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育センター</td> <td>所長、副所長、室長</td> </tr> <tr> <td>中央図書館</td> <td>館長、課長</td> </tr> <tr> <td>養護教育センター</td> <td>所長、副所長</td> </tr> <tr> <td>第2類の図書館</td> <td>館長、副館長</td> </tr> <tr> <td>青少年センター</td> <td>所長、所長補佐</td> </tr> <tr> <td>博物館</td> <td>館長、副館長</td> </tr> <tr> <td>学校給食センター</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>埋蔵文化財調査センター</td> <td>所長</td> </tr> </tbody> </table>	教育機関名称	職	教育センター	所長、副所長、室長	中央図書館	館長、課長	養護教育センター	所長、副所長	第2類の図書館	館長、副館長	青少年センター	所長、所長補佐	博物館	館長、副館長	学校給食センター	所長	埋蔵文化財調査センター	所長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>教育機関名称</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育センター</td> <td>所長、副所長、室長</td> </tr> <tr> <td>中央図書館</td> <td>館長、課長</td> </tr> <tr> <td>養護教育センター</td> <td>所長、副所長</td> </tr> <tr> <td>第2類の図書館</td> <td>館長、副館長</td> </tr> <tr> <td>博物館</td> <td>館長、副館長</td> </tr> <tr> <td>学校給食センター</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>青少年センター</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>埋蔵文化財調査センター</td> <td>所長</td> </tr> </tbody> </table>	教育機関名称	職	教育センター	所長、副所長、室長	中央図書館	館長、課長	養護教育センター	所長、副所長	第2類の図書館	館長、副館長	博物館	館長、副館長	学校給食センター	所長	青少年センター	所長	埋蔵文化財調査センター	所長
教育機関名称	職																																				
教育センター	所長、副所長、室長																																				
中央図書館	館長、課長																																				
養護教育センター	所長、副所長																																				
第2類の図書館	館長、副館長																																				
青少年センター	所長、所長補佐																																				
博物館	館長、副館長																																				
学校給食センター	所長																																				
埋蔵文化財調査センター	所長																																				
教育機関名称	職																																				
教育センター	所長、副所長、室長																																				
中央図書館	館長、課長																																				
養護教育センター	所長、副所長																																				
第2類の図書館	館長、副館長																																				
博物館	館長、副館長																																				
学校給食センター	所長																																				
青少年センター	所長																																				
埋蔵文化財調査センター	所長																																				
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>																																				
<p>第38条～附則 (略)</p>	<p>第38条～附則 (略)</p>																																				
<p>別表 (第28条、第37条、第38条関係)</p>	<p>別表 (第28条、第37条、第38条関係)</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>職名</th> <th>担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育職員課</td> <td>教職員担当課長</td> <td>第17条教育総務部 教育職員課の事務分 掌第7号及び第11 号に規定する事務 (教職員に関するも のに限る。)並びに 同事務分掌第2号、 第3号、第10号、 第12号及び第13 号に規定する事務に 関すること。</td> </tr> <tr> <td>学校施設課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>保健体育課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>生涯学習振興課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>文化財課</td> <td>特別史跡推進担当 課長</td> <td>特別史跡加曾利貝塚 に係る事業の推進に</td> </tr> </tbody> </table>	課	職名	担当事務	教育職員課	教職員担当課長	第17条教育総務部 教育職員課の事務分 掌第7号及び第11 号に規定する事務 (教職員に関するも のに限る。)並びに 同事務分掌第2号、 第3号、第10号、 第12号及び第13 号に規定する事務に 関すること。	学校施設課	(略)	(略)	保健体育課	(略)	(略)	生涯学習振興課	(略)	(略)	文化財課	特別史跡推進担当 課長	特別史跡加曾利貝塚 に係る事業の推進に	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>職名</th> <th>担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育職員課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校施設課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>保健体育課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>生涯学習振興課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	課	職名	担当事務	教育職員課			学校施設課	(略)	(略)	保健体育課	(略)	(略)	生涯学習振興課	(略)	(略)			
課	職名	担当事務																																			
教育職員課	教職員担当課長	第17条教育総務部 教育職員課の事務分 掌第7号及び第11 号に規定する事務 (教職員に関するも のに限る。)並びに 同事務分掌第2号、 第3号、第10号、 第12号及び第13 号に規定する事務に 関すること。																																			
学校施設課	(略)	(略)																																			
保健体育課	(略)	(略)																																			
生涯学習振興課	(略)	(略)																																			
文化財課	特別史跡推進担当 課長	特別史跡加曾利貝塚 に係る事業の推進に																																			
課	職名	担当事務																																			
教育職員課																																					
学校施設課	(略)	(略)																																			
保健体育課	(略)	(略)																																			
生涯学習振興課	(略)	(略)																																			

改正前			改正後		
		<u>関すること。</u>			
中央図書館管理 課	(略)	(略)	中央図書館管理 課	(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

新旧対照表（教育公務員特例法第25条の2の規定に基づく指導が不適切である教諭等の認定の手続等に関する規則の一部改正）

改正前	改正後
<p>教育公務員特例法第25条の2の規定に基づく指導が不適切である教諭等の認定の手続等に関する規則</p>	<p>教育公務員特例法第25条の規定に基づく指導が不適切である教諭等の認定の手続等に関する規則</p>
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>
<p>第1条 この規則は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号。以下「法」という。)第25条の2第5項の規定による意見の聴取に関し必要な事項を定めるとともに、同条第6項の規定により同項に規定する事実の確認の方法その他同条第1項及び第4項の規定による認定の手続に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この規則は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号。以下「法」という。)第25条第5項の規定による意見の聴取に関し必要な事項を定めるとともに、同条第6項の規定により同項に規定する事実の確認の方法その他同条第1項及び第4項の規定による認定の手続に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第2条 この規則において「教諭等」とは、法第12条第1項に規定する教諭等をいう。</p>	<p>第2条 この規則において「教諭等」とは、法第12条第1項に規定する教諭等をいう。</p>
<p>2 この規則において「指導改善教諭等」とは、法第25条の2第1項の規定による認定を受けた教諭等で、当該認定に係る同項に規定する指導改善研修(以下「指導改善研修」という。)を受けべきものをいう。</p>	<p>2 この規則において「指導改善教諭等」とは、法第25条第1項の規定による認定を受けた教諭等で、当該認定に係る同項に規定する指導改善研修(以下「指導改善研修」という。)を受けべきものをいう。</p>
<p>(校長による申請)</p>	<p>(校長による申請)</p>
<p>第3条 校長は、指導改善教諭等とすることが適切であると思料する教諭等があるときは、千葉市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に対し、当該教諭等に係る法第25条の2第1項の規定による認定について、書面により申請しなければならない。</p>	<p>第3条 校長は、指導改善教諭等とすることが適切であると思料する教諭等があるときは、千葉市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に対し、当該教諭等に係る法第25条第1項の規定による認定について、書面により申請しなければならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

3 (略)

(事実の確認等)

第4条 (略)

(有識者等からの意見聴取)

第5条 教育委員会は、第3条の規定による申請に係る教諭等についての法第25条の2第1項の規定による認定に当たっては、あらかじめ、第9条に規定する判定会において、法第25条の2第5項に規定する専門的知識を有する者及び保護者である者(以下「有識者等」という。)から意見を聴かなければならない。

2 (略)

(認定)

第6条 教育委員会は、判定会における審査の結果を踏まえ、法第25条の2第1項の規定による認定について判断を行うものとする。

(認定の通知)

第7条 (略)

(研修状況の報告等)

第8条 校長は、法第25条の2第4項に規定する指導改善研修の終了時に、当該指導改善研修の実施状況について、次項の規定により準用される第3条第3項の意見書を添付して、書面により教育委員会に報告しなければならない。

2 (略)

3 第4条から前条までの規定は、法第25条の2第4項の規定による認定をする場合について準用する。

3 (略)

(事実の確認等)

第4条 (略)

(有識者等からの意見聴取)

第5条 教育委員会は、第3条の規定による申請に係る教諭等についての法第25条 第1項の規定による認定に当たっては、あらかじめ、第9条に規定する判定会において、法第25条 第5項に規定する専門的知識を有する者及び保護者である者(以下「有識者等」という。)から意見を聴かなければならない。

2 (略)

(認定)

第6条 教育委員会は、判定会における審査の結果を踏まえ、法第25条 第1項の規定による認定について判断を行うものとする。

(認定の通知)

第7条 (略)

(研修状況の報告等)

第8条 校長は、法第25条 第4項に規定する指導改善研修の終了時に、当該指導改善研修の実施状況について、次項の規定により準用される第3条第3項の意見書を添付して、書面により教育委員会に報告しなければならない。

2 (略)

3 第4条から前条までの規定は、法第25条 第4項の規定による認定をする場合について準用する。

(判定会の設置)

第9条 教育委員会に、法第25条の2第1項及び第4項の規定による認定に関し必要な審査をするため、判定会を置く。

(判定会の組織)

第10条 判定会は、委員長及び副委員長並びに委員をもって組織する。

2～4 (略)

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 教育総務部教育職員課長

(2) 教育総務部教育職員課教職員担当課長

(3) 学校教育部教育指導課長

(4) 千葉市教育センター所長

(5) その他委員長が必要と認める所属長

第11条～第12条 (略)

(本人の意見陳述の機会の付与)

第13条 委員長は、法第25条の2第1項又は第4項の規定による認定に係る審査に当たっては、当該教諭等又は当該指導改善教諭等に意見を述べる機会を与えるものとする。

第14条～第15条 (略)

以下 (略)

(判定会の設置)

第9条 教育委員会に、法第25条第1項及び第4項の規定による認定に関し必要な審査をするため、判定会を置く。

(判定会の組織)

第10条 判定会は、委員長及び副委員長並びに委員をもって組織する。

2～4 (略)

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 教育総務部教育職員課長

(2) 学校教育部教育指導課長

(3) 学校教育部教育支援課長

(4) 千葉市教育センター所長

(5) その他委員長が必要と認める所属長

第11条～第12条 (略)

(本人の意見陳述の機会の付与)

第13条 委員長は、法第25条第1項又は第4項の規定による認定に係る審査に当たっては、当該教諭等又は当該指導改善教諭等に意見を述べる機会を与えるものとする。

第14条～第15条 (略)

以下 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

千葉市教育委員会服務監理委員会規程の一部改正について（議案第13号）

教育総務部教育職員課

1 議案の趣旨

平成31年4月1日付け組織改正に伴い所要の改正を行うほか、規定の整理を図るため、一部改正を行う。

2 議案の概要

ア 服務監理委員会委員の変更

組織改正に伴う教育職員課教職員担当課長の廃止により、同担当課長を委員から除き、新たに総務課長を委員とする。

イ 根拠法等の改正に伴う規定の整理を行う。

3 施行年月日

平成31年4月1日

新旧対照表（千葉市教育委員会服務監理委員会規程の一部改正）

改正前	改正後
<p>第1条（略）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 委員会は、<u>千葉市教育委員会組織規則（昭和45年千葉市教育委員会規則第4号）第2条第4号から第6号までに規定する職員</u></p> <p style="text-align: center;">の服務規律を</p> <p>確立するため、次の各号に掲げる事項について調査審議し、教育長に意見を述べ、及び教育長の諮問に答申する。</p> <p>（1）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条及び第29条に規定する処分に關すること。ただし、同法第28条第2項第1号の規定に該当する場合及び教育公務員特例法第25条の2の規定に基づく指導が不適切である教諭等の認定の手続等に関する規則（平成20年千葉市教育委員会規則第5号）第6条に規定する判定会において審査される場合を除く。</p> <p>（2）～2（略）</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会の委員は、教育次長、教育総務部長、学校教育部長、生涯学習部長、<u>教育職員課長及び教育職員課教職員担当課長の職にある者</u>をもって充てる。</p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 委員会は、職員（千葉市職員定数条例（昭和24年千葉市条例第31号）第2条第1項の表に掲げる教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員であつて教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関のものに限る。）の服務規律を確立するため、次の各号に掲げる事項について調査審議し、教育長に意見を述べ、及び教育長の諮問に答申する。</p> <p>（1）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条及び第29条に規定する処分に關すること。ただし、同法第28条第2項第1号の規定に該当する場合及び教育公務員特例法第25条の規定に基づく指導が不適切である教諭等の認定の手続等に関する規則（平成20年千葉市教育委員会規則第5号）第6条に規定する判定会において審査される場合を除く。</p> <p>（2）～2（略）</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会の委員は、教育次長、教育総務部長、学校教育部長、生涯学習部長、<u>総務課長及び教育職員課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>以下（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正について（議案第14号）

教育総務部教育職員課

1 改正の趣旨

労働安全衛生法等の改正に伴い、教育委員会における産業医及び産業保健機能の強化などを図るほか、教育委員会に設置される事業場（衛生委員会）の内、「事務局その他」を、市立の小学校、中学校、第二養護学校及び高等特別支援学校のみを管理する「小中学校等」と、事務局や学校以外の労働者数50人未満の所属を管理する「事務局その他」の2つに分離することにより、学校の職員の労働安全衛生管理体制の強化を図るもの。

2 改正の概要

(1) 産業医及び産業保健機能の強化等を内容とする労働安全衛生法及び労働安全衛生規則の改正に伴う改正

ア 統括産業医及び産業医が行う過重労働者に対する面接指導の要件について、研究開発業務に従事する労働者に対する面接指導の要件を追加する。

イ 産業医の事業場巡視の頻度について一定の条件のもと幅を広げる。

ウ 産業医による勧告の前に教育委員会又は総括安全衛生管理者の意見を求めることとする。

エ 産業医等に対する健康管理等に必要な情報の提供について規定する。

オ 教育委員会及び総括安全衛生管理者における職員の心身の状態に関する情報の取扱いについて規定する。

(2) 「事務局その他」を「小中学校等」及び「事務局その他」に分離する事に伴う改正

ア 各事業場における総括安全衛生管理者等の選任数と衛生委員会委員の定数を変更または新たに規定する。

イ 事業場「小中学校等」の総括安全衛生管理者は、教育総務部教育給与課長の職にある者とする規定を追加する。

ウ 衛生委員会「小中学校等」の委員には、教育総務部教育給与課の職員のうちから教育委員会が指名した者を含める規定を追加する。

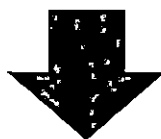
3 施行年月日

平成31年4月1日

千葉市教育委員会における事業場 (衛生委員会) 設置体制

① 平成31年3月31日以前

委員会	事業場	管轄する所属
衛生 委員会	市立千葉高校	千葉高等学校
	市立稲毛高校	稲毛高等学校 (稲毛高等学校附属中学校を含む)
	市立養護学校	養護学校
	事務局その他	事務局 (千葉ポートサイドタワー) 学校以外の労働者数50人未満の所属 (※1) 小学校 中学校 第三養護学校 高等特別支援学校
安全衛生 委員会	学校附属の給食場	市立の学校に附設される給食場



② 平成31年4月1日以降

委員会	事業場	管轄する所属
衛生 委員会	市立千葉高校	千葉高等学校
	市立稲毛高校	稲毛高等学校 (稲毛高等学校附属中学校を含む)
	市立養護学校	養護学校
	小中学校等	小学校 中学校 第三養護学校 高等特別支援学校
安全衛生 委員会	事務局その他	事務局 (千葉ポートサイドタワー) 学校以外の労働者数50人未満の所属 (※1)
	学校附属の給食場	市立の学校に附設される給食場

※1 学校給食センター3カ所 (新港・こてはし・大宮)、教育センター、養護教育センター、南部青少年センター、加曽利貝塚博物館、郷土博物館、埋蔵文化財調査センター、図書館

新旧対照表
(千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正)

改正前	改正後
<p>千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程 目次</p> <p>第1章～第3章(略)</p> <p>第4章 健康管理(第23条～第27条)</p> <p>第5章 職員健康審査会(第28条)</p> <p>第6章 雑則(第29条)</p> <p>第1条～第5条(略)</p> <p>(総括安全衛生管理者等の選任)</p> <p>第6条 本教育委員会に統括産業医を置き、別表第1の事業場に次の各号に掲げる者を置く。</p> <p>(1) 総括安全衛生管理者</p> <p>(2) 安全管理者</p> <p>(3) 衛生管理者</p> <p>(4) 産業医(市立高校及び市立養護学校</p> <p style="text-align: right;">にあつては、</p> <p>健康管理医とする。以下同じ。)</p> <p>2 前項第1号から第3号までに掲げる者は、職員のうちから教育委員会が選任する。</p> <p>3 統括産業医及び第1項第4号に掲げる者は、医師のうちから教育委員会が選任する。</p> <p>(統括産業医の職務)</p> <p>第7条 統括産業医は、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>(1)・(2)(略)</p> <p>(3) 法第66条の8第1項 に規定する面接指導及び 法第66条の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。</p> <p>(4)～(6)(略)</p> <p>第8条～第10条(略)</p> <p>(産業医の職務)</p> <p>第11条 産業医は、次の各号に掲げる職務を管理する。</p>	<p>千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程 目次</p> <p>第1章～第3章(略)</p> <p>第4章 健康管理(第23条～第28条)</p> <p>第5章 職員健康審査会(第29条)</p> <p>第6章 雑則(第30条・第31条)</p> <p>第1条～第5条(略)</p> <p>(総括安全衛生管理者等の選任)</p> <p>第6条 本教育委員会に統括産業医を置き、別表第1の事業場に次の各号に掲げる者を置く。</p> <p>(1) 総括安全衛生管理者</p> <p>(2) 安全管理者</p> <p>(3) 衛生管理者</p> <p>(4) 産業医(千葉市立千葉高等学校(以下「市立千葉高校」という。)、千葉市立稲毛高等学校(千葉市立稲毛高等学校附属中学校を含む。以下「市立稲毛高校」という。))及び千葉市立養護学校(以下「市立養護学校」という。))にあつては、健康管理医とする。以下同じ。)</p> <p>2 前項第1号から第3号までに掲げる者は、職員のうちから教育委員会が選任する。ただし、前項第1号に掲げる者のうち、小中学校等(市立の小中学校、中学校(千葉市立稲毛高等学校附属中学校を除く。))、第二養護学校及び高等特別支援学校をいう。以下同じ。)に置かれる者は、教育総務部教育給与課長の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 統括産業医及び第1項第4号に掲げる者は、医師のうちから教育委員会が選任する。</p> <p>(統括産業医の職務)</p> <p>第7条 統括産業医は、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>(1)・(2)(略)</p> <p>(3) 法第66条の8第1項及び第66条の8の2第1項に規定する面接指導並びに法第66条の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。</p> <p>(4)～(6)(略)</p> <p>第8条～第10条(略)</p> <p>(産業医の職務)</p> <p>第11条 産業医は、次の各号に掲げる職務を管理する。</p>

- (1) (略)
- (2) 法第66条の8の第1項
に規定する面接指導
及び 法第66条の9に規定する必要
な措置の実施並びにこれらの結果に基
づく職員の健康を保持するための措置
に関すること。

(3)～(9) (略)

- 2 産業医は、前項各号に掲げる事項につ
いて、教育委員会又は総括安全衛生管理者に対
して勧告し、衛生管理者に対し指導及び助
言する。
- 3 産業医は、少なくとも毎月1回

以上担当する事業場を巡視
し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれ
あるときは、直ちに職員の健康障害を防止す
るため 必要な措置について教育委員会又
は総括安全衛生管理者に対して勧告しなけ
れば ならない。

第12条～第18条 (略)

(組織)

第19条 委員会の委員は、次の各号に掲げる
者とする。

(1)～(3) (略)

(4) 当該事業場の職員で、安全又は衛生に
関し経験を有するものの中から教育
委員会が指名した者

- 2 前項に掲げる委員数については、別表第3
のとおりとする。ただし、前項第2号から第
4号までに掲げる委員の半数については、職
員団体が推せんした者とする。
- 3 委員会に議長を置く。議長は第1項第1号
の者になるものとする。

- (1) (略)
- (2) 法第66条の8の第1項及び第66条
及び8の2第1項に規定する面接指導
並びに法第66条の9に規定する必要
な措置の実施並びにこれらの結果に基
づく職員の健康を保持するための措置
に関すること。

(3)～(9) (略)

- 2 産業医は、前項各号に掲げる事項につ
いて、教育委員会又は総括安全衛生管理者に対
して勧告をし、衛生管理者に対して指導及び
助言をする。

- 3 産業医は、少なくとも毎月1回(産業医が、
教育委員会又は総括安全衛生管理者から、毎
月1回以上、次に掲げる情報の提供を受けて
いる場合であって、教育委員会及び総括安全
衛生管理者の同意を得ているときは、少なく
とも2月に1回)以上担当する事業場を巡視
し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれが
あるときは、直ちに職員の健康障害を防止す
るために必要な措置について教育委員会又
は総括安全衛生管理者に対して勧告をしな
ければならない。

(1) 前条第2項の規定により衛生管理者が
行う巡視の結果

(2) 前号に掲げるもののほか、職員の健康
障害を防止し、又は職員の健康を保持す
るために必要な情報であって、衛生委員
会又は安全衛生委員会における調査審
議を経て教育委員会又は総括安全衛生
管理者が産業医に提供することとした
もの

- 4 産業医は、前2項の勧告をしようとする
ときは、あらかじめ、当該勧告の内容について、
教育委員会又は総括安全衛生管理者の意見
を求めるものとする。

第12条～第18条 (略)

(組織)

第19条 委員会の委員は、次の各号に掲げる
者とする。

(1)～(3) (略)

(4) 小中学校等に設置する衛生委員会にあ
っては、教育総務部教育給与課の職員の
うちから教育委員会が指名した者

(5) 当該事業場の職員で、安全又は衛生に
関し経験を有するものの中から教育
委員会が指名した者

- 2 前項に掲げる委員数については、別表第3
のとおりとする。ただし、前項第2号から第
5号までに掲げる委員の半数については、職
員団体が推薦した 者とする。
- 3 委員会に議長を置く。議長は第1項第1号
の者になるものとする。

(委員の任期)

- 第20条 委員の任期は、2年とする。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、委員が当該事業場の職員でなくなったときは、委員の職を解任されたものとする。

第21条～第22条 (略)

第4章 健康管理

第23条～第27条 (略)

第5章 健康審査会
(職員健康審査会)

第28条 (略)

第6章 雑則

(補則)

第29条 (略)

別表第1

事業場	総括安全衛生管理者	安全管理者	衛生管理者	産業医
市立千葉高校	人 1	人	人 1	人 1
市立稲毛高校	1		1	1
市立養護学校	1		1	1

(委員の任期)

- 第20条 委員の任期は、2年とする。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、委員が当該事業場の職員でなくなったときは、委員の職を解任されたものとする。ただし、第19条第1項第4号に掲げる者については、本項中「当該事業場」とあるのは「教育総務部教育給与課」と読み替えるものとする。

第21条～第22条 (略)

第4章 健康管理

第23条～第27条 (略)

(産業医に対する健康管理等に必要な情報の提供)

第28条 教育委員会及び総括安全衛生管理者は、産業医に対し、省令第14条の2第2項の規定に定めるところにより、同条第1項各号に掲げる情報を提供しなければならない。

第5章 健康審査会
(職員健康審査会)

第29条 (略)

第6章 雑則

(心身の状態に関する情報の取扱い)

第30条 教育委員会及び総括安全衛生管理者は、法その他の関係法令及びこの規程による措置の実施に関し、職員の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、職員の健康の確保に必要な範囲内で職員の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

(補則)

第31条 (略)

別表第1

事業場	総括安全衛生管理者	安全管理者	衛生管理者	産業医
市立千葉高校	人 1	人	人 1	人 1
市立稲毛高校	1		1	1
市立養護学校	1		1	1

学校附属の給食場	1	1	2	1
事務局その他	1		<u>3</u>	1

別表第2

委員会	事業場			
衛生委員会	市立千葉高校			
	市立稲毛高校			
	市立養護学校			
安全衛生委員会	事務局その他			
	学校附属の給食場			

別表第3

事業場	総括安全衛生管理者	安全衛生管理者	衛生管理者	産業医	その他の委員	計
市立千葉高校	人 1	人	人 1	人 1	人 4	人 7
市立稲毛高校	1		1	1	4	7
市立養護学校	1		1	1	4	7
学校附属の給食場	1	1	2	1	4	9
事務局その他	1		<u>3</u>	1	<u>8</u>	<u>13</u>

学校附属の給食場	1	1	2	1
小中学校等	<u>1</u>		<u>1</u>	<u>1</u>
事務局その他	1		<u>2</u>	1

別表第2

委員会	事業場			
衛生委員会	市立千葉高校			
	市立稲毛高校			
	市立養護学校			
	小中学校等			
安全衛生委員会	事務局その他			
	学校附属の給食場			

別表第3

事業場	総括安全衛生管理者	安全衛生管理者	衛生管理者	産業医	その他の委員	計
市立千葉高校	人 1	人	人 1	人 1	人 4	人 7
市立稲毛高校	1		1	1	4	7
市立養護学校	1		1	1	4	7
学校附属の給食場	1	1	2	1	4	9
小中学校等	<u>1</u>		<u>1</u>	<u>1</u>	<u>6</u>	<u>9</u>
事務局その他	1		<u>1</u>	1	<u>6</u>	<u>9</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

千葉市立小学校及び中学校管理規則等の一部改正について（議案第15号）

学校教育部学事課

1 改正の趣旨

学校現場における教職員の勤務負担軽減を図るため、学校から教育委員会への報告文書等の公印押印廃止等を行うほか、規定の整理を図るため規則の改正を行うもの

2 改正の概要

- (1) 学校から教育委員会への報告書等の公印押印欄を廃止する。
- (2) 稲毛高等学校附属中学校及び特別支援学校の高等部に入学する際の誓約書における押印を見直す。

3 改正を行う規則等

- (1) 千葉市立小学校及び中学校管理規則
- (2) 千葉市立高等学校管理規則
- (3) 千葉市立特別支援学校管理規則
- (4) 千葉市育英資金支給条例施行規則

4 施行年月日

平成31年4月1日

新旧対照表（千葉市立小学校及び中学校管理規則の一部改正）

改正前	改正後																														
<p>第1条～第49条（略） 第1号様式</p> <p>第1号様式</p> <p style="text-align: center;">臨時休業報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)千葉市教育委員会 千葉市立 小(中)学校長 印</p> <p>下記により、臨時休業をいたしましたので報告いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">事</td><td style="width: 80%;">由</td></tr> <tr><td>期日又は期間</td><td></td></tr> <tr><td>休業をした学年</td><td></td></tr> <tr><td>児童(生徒)の処置</td><td></td></tr> <tr><td>その他特記事項</td><td></td></tr> </table>	事	由	期日又は期間		休業をした学年		児童(生徒)の処置		その他特記事項		<p>第1条～第49条（略） 第1号様式</p> <p>第1号様式</p> <p style="text-align: center;">臨時休業報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)千葉市教育委員会 千葉市立 小(中)学校長</p> <p>下記により、臨時休業をいたしましたので報告いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">事</td><td style="width: 80%;">由</td></tr> <tr><td>期日又は期間</td><td></td></tr> <tr><td>休業をした学年</td><td></td></tr> <tr><td>児童(生徒)の処置</td><td></td></tr> <tr><td>その他特記事項</td><td></td></tr> </table>	事	由	期日又は期間		休業をした学年		児童(生徒)の処置		その他特記事項											
事	由																														
期日又は期間																															
休業をした学年																															
児童(生徒)の処置																															
その他特記事項																															
事	由																														
期日又は期間																															
休業をした学年																															
児童(生徒)の処置																															
その他特記事項																															
<p>第2号様式（略） 第3号様式</p> <p>第3号様式</p> <p style="text-align: center;">出席停止に関する報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)千葉市教育委員会 千葉市立 学校長 印</p> <p>このことについて、次の児童生徒は、以下に掲げる行為を繰り返す等性行不良であつて、他の児童生徒の教育に妨げがあることから、出席停止が必要であると認められるので、報告いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>学 年 ・ 組</th> <th>年 組</th> <th>児童生徒氏名</th> </tr> <tr> <td>保護者氏名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>現住所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3">行為の状況</td> </tr> <tr> <td colspan="3">上記の行為が繰り返された期間 平成 年 月 日()頃から現在まで</td> </tr> </table>	学 年 ・ 組	年 組	児童生徒氏名	保護者氏名			現住所			行為の状況			上記の行為が繰り返された期間 平成 年 月 日()頃から現在まで			<p>第2号様式（略） 第3号様式</p> <p>第3号様式</p> <p style="text-align: center;">出席停止に関する報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)千葉市教育委員会 千葉市立 学校長</p> <p>このことについて、次の児童生徒は、以下に掲げる行為を繰り返す等性行不良であつて、他の児童生徒の教育に妨げがあることから、出席停止が必要であると認められるので、報告いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>学 年 ・ 組</th> <th>年 組</th> <th>児童生徒氏名</th> </tr> <tr> <td>保護者氏名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>現住所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3">行為の状況</td> </tr> <tr> <td colspan="3">上記の行為が繰り返された期間 平成 年 月 日()頃から現在まで</td> </tr> </table>	学 年 ・ 組	年 組	児童生徒氏名	保護者氏名			現住所			行為の状況			上記の行為が繰り返された期間 平成 年 月 日()頃から現在まで		
学 年 ・ 組	年 組	児童生徒氏名																													
保護者氏名																															
現住所																															
行為の状況																															
上記の行為が繰り返された期間 平成 年 月 日()頃から現在まで																															
学 年 ・ 組	年 組	児童生徒氏名																													
保護者氏名																															
現住所																															
行為の状況																															
上記の行為が繰り返された期間 平成 年 月 日()頃から現在まで																															

第4号様式

第4号様式

埼玉県教育委員会

年月日

(あて先) 千原市教育委員会

千原市立 小(中)学校長



下記により、様式送付をいたしましたので通知いたします。

記

実施年月日	
実施の場所	
定員・臨時の制	
実施学年及び児童(生徒)数	
実施機関種別氏名	
特記事項	

第4号様式

第4号様式

埼玉県教育委員会

年月日

(あて先) 千原市教育委員会

千原市立 小(中)学校長

下記により、様式送付をいたしましたので通知いたします。

記

実施年月日	
実施の場所	
定員・臨時の制	
実施学年及び児童(生徒)数	
実施機関種別氏名	
特記事項	

第5号様式

第5号様式

児童生徒に関する通知書

年月日

(あて先) 千原市教育委員会

千原市立 小(中)学校長



学校教育法施行令第20条による様式書を、下記のとおり通知いたします。

記

学年級 児童(生徒)氏名		欠席理由	
生年月日			
保護者氏名			
現在所		その他の 特記事項	
欠席期間			
担任教員 氏名			

第5号様式

第5号様式

児童生徒に関する通知書

年月日

(あて先) 千原市教育委員会

千原市立 小(中)学校長

学校教育法施行令第20条による様式書を、下記のとおり通知いたします。

記

学年級 児童(生徒)氏名		欠席理由	
生年月日			
保護者氏名			
現在所		その他の 特記事項	
欠席期間			
担任教員 氏名			

第6号様式

第6号様式

卒業生の通知書

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会

千葉市立 小(中)学校長



このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

番 号	児童(生徒)氏 名	生 年 月 日	保護者名	現 住 所	所 属 号

第6号の2様式

第6号の2様式

習熟書

年 月 日

(あて先) 千葉市立習毛高等学校附属中学校長

現住所
保護者氏名



次の者の在学中は、校則その他の規程を守らせるとともに、本人の一身上のことに關しては、一切私がお引き受けします。

現住所
生徒氏名
生年月日

第6号様式

第6号様式

卒業生の通知書

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会

千葉市立 小(中)学校長

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

番 号	児童(生徒)氏 名	生 年 月 日	保護者名	現 住 所	所 属 号

第6号の2様式

第6号の2様式

習熟書

年 月 日

(あて先) 千葉市立習毛高等学校附属中学校長

現住所
保護者氏名



次の者の在学中は、校則その他の規程を守らせるとともに、本人の一身上のことに關しては、一切私がお引き受けします。

現住所
生徒氏名
生年月日

第11号様式

第11号様式

事故報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会

千葉市立 学校長 図

このことについて、千葉市立小学校及び中学校管理規則第54条の規定により、下記のとおり報告します。

記

I 事故の概要

- 1 事故の種類
- 2 発生日時 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分
- 3 発生活所
- 4 当事者

II 事故の程度

III 事故の状況

- 1 事故の状況と現場見取図
- 2 事故の原因

IV 事故発生後の処置

※ 記載上の注意

- ア 記載事項の項目によって記入することを原則とするが、該当する内容がない場合は、省略する。
- イ Iの1の「事故の種類」については、「部活動中の事故」、「教育課程実施上の事故」、「盗賊」、「火災」、「非行」、「交通事故」などと記入する。
- ウ Iの4の「当事者」については、児童生徒の場合は学年・氏名・住所・保護者名を、教職員の場合は、氏名・年齢等を、その他の場合は、氏名・年齢・職業・住所等を記入する。
- エ Iの5の「事故の程度」については、人の負傷の程度、物の損壊や被害の程度を記入する。
- オ IIIの「事故発生後の処置」については、本人に対する処置、保護者への連絡、関係機関への連絡などを記入する。
- カ 当事者間で事実関係の意見が異なる場合は、「II 事故の状況」に併記する。
- キ 性別に係る事故報告については、アからオまでによるもののほか、次の(ア)から(オ)までによるものとする。
 - (ア) 当事者の意見を十分聴取するとともに、目撃者等関係者からの事情確認に基づき、公正かつ客観的な記述となるように努める。
 - (イ) 事実確認は、当事者等が同意を行ったことにより、不利益を被ることがないよう慎重に行うとともに、原則として複数人の職員で行う。
 - (ウ) 当事者等の事故への対応に対する要望、要請等があった場合は、「IV その他の事項」を設け、それを記載する。
 - (エ) 事故報告書の提出にあたっては、当事者等にその概要を示すなどして説明する。
 - (オ) 当事者及び保護者から意見書等が提出された場合は、それを添付する。

第11号様式

第11号様式

事故報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会

千葉市立 学校長

このことについて、千葉市立小学校及び中学校管理規則第48条の規定により、下記のとおり報告します。

記

I 事故の概要

- 1 事故の種類
- 2 発生日時 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分
- 3 発生活所
- 4 当事者

II 事故の程度

III 事故の状況

- 1 事故の状況と現場見取図
- 2 事故の原因

IV 事故発生後の処置

※ 記載上の注意

- ア 記載事項の項目によって記入することを原則とするが、該当する内容がない場合は、省略する。
- イ Iの1の「事故の種類」については、「部活動中の事故」、「教育課程実施上の事故」、「盗賊」、「火災」、「非行」、「交通事故」などと記入する。
- ウ Iの4の「当事者」については、児童生徒の場合は学年・氏名・住所・保護者名を、教職員の場合は、氏名・年齢等を、その他の場合は、氏名・年齢・職業・住所等を記入する。
- エ Iの5の「事故の程度」については、人の負傷の程度、物の損壊や被害の程度を記入する。
- オ IIIの「事故発生後の処置」については、本人に対する処置、保護者への連絡、関係機関への連絡などを記入する。
- カ 当事者間で事実関係の意見が異なる場合は、「II 事故の状況」に併記する。
- キ 性別に係る事故報告については、アからオまでによるもののほか、次の(ア)から(オ)までによるものとする。
 - (ア) 当事者の意見を十分聴取するとともに、目撃者等関係者からの事情確認に基づき、公正かつ客観的な記述となるように努める。
 - (イ) 事実確認は、当事者等が同意を行ったことにより、不利益を被ることがないよう慎重に行うとともに、原則として複数人の職員で行う。
 - (ウ) 当事者等の事故への対応に対する要望、要請等があった場合は、「IV その他の事項」を設け、それを記載する。
 - (エ) 事故報告書の提出にあたっては、当事者等にその概要を示すなどして説明する。
 - (オ) 当事者及び保護者から意見書等が提出された場合は、それを添付する。

新旧対照表（千葉市立高等学校管理規則の一部改正）

改正前

改正後

第1条～第70条（略）

第1号様式

第1条～第70条（略）

第1号様式

様式第1号
臨時休業報告書
年月日
(あて先)千葉市教育委員会
千葉市立 高等学校長 印

下記により、臨時休業をいたしましたので報告いたします。

記

事由	
期日又は期間	
休業した学年	
生徒の処置	
その他特記事項	

様式第1号
臨時休業報告書
年月日
(あて先)千葉市教育委員会
千葉市立 高等学校長

下記により、臨時休業をいたしましたので報告いたします。

記

事由	
期日又は期間	
休業した学年	
生徒の処置	
その他特記事項	

第2号様式（略）

第3号様式

様式第3号
健康診断報告書
年月日
(あて先)千葉市教育委員会
千葉市立 高等学校長 印

下記により、健康診断をいたしましたので報告いたします。

記

実施年月日	
実施の場所	
定期臨時の別	
実施学年及び生徒数	
健康診断医師氏名	
特記事項	

第2号様式（略）

第3号様式

様式第3号
健康診断報告書
年月日
(あて先)千葉市教育委員会
千葉市立 高等学校長

下記により、健康診断をいたしましたので報告いたします。

記

実施年月日	
実施の場所	
定期臨時の別	
実施学年及び生徒数	
健康診断医師氏名	
特記事項	

第4号様式～第8号様式（略）

第4号様式～第8号様式（略）

第9号様式

様式第9号

卒業認定状況報告書

年 月 日

(あて先)千葉市教育委員会

千葉市立 高等学校長



このことについて、年度における卒業認定状況を下記のとおり報告いたします。

記

課程	学科	在籍者数 (3月末日現在)		卒業認定者数		原級留置者数		備考
		男	女	計	男	女	計	
全日制	普通科							

記入上の注意 備考欄には原級留置の内訳その他必要事項を記入する。

第9号様式

様式第9号

卒業認定状況報告書

年 月 日

(あて先)千葉市教育委員会

千葉市立 高等学校長

このことについて、年度における卒業認定状況を下記のとおり報告いたします。

記

課程	学科	在籍者数 (2月末日現在)		卒業認定者数		原級留置者数		備考
		男	女	計	男	女	計	
全日制	普通科							

記入上の注意 備考欄には原級留置の内訳その他必要事項を記入する。

第10号様式

様式第10号

入学許可状況報告書

年 月 日

(あて先)千葉市教育委員会

千葉市立 高等学校長



課程	学科	入学志願者数		入学許可候補者数		入学者数	
		男	女	計	男	女	計
全日制	普通科						

第10号様式

様式第10号

入学許可状況報告書

年 月 日

(あて先)千葉市教育委員会

千葉市立 高等学校長

課程	学科	入学志願者数		入学許可候補者数		入学者数	
		男	女	計	男	女	計
全日制	普通科						

第 1 1 号様式

様式第11号

平成 年 月 日

(A7) 千歳市教育委員会

千歳市立 小学校

年

学年	学期	月	日	出席		欠席		遅刻		早退		合計	備考
				回数	割合	回数	割合	回数	割合	回数	割合		
1年	1学期	1											
		2											
		3											
2年	1学期	1											
		2											
		3											
3年	1学期	1											
		2											
		3											
計													

第 1 1 号様式

様式第11号

平成 年 月 日

(A7) 千歳市教育委員会

千歳市立 小学校

年 月 日

学年	学期	月	日	出席		欠席		遅刻		早退		合計	備考
				回数	割合	回数	割合	回数	割合	回数	割合		
1年	1学期	1											
		2											
		3											
2年	1学期	1											
		2											
		3											
3年	1学期	1											
		2											
		3											
計													

新旧対照表（千葉市立特別支援学校管理規則の一部改正）

改正前	改正後																								
<p>第1条～第71条（略）</p> <p>第1号様式（略）</p> <p>第2号様式</p> <p>第2号様式（第23条関係）</p> <p>管 約 書 年 月 日</p> <p>（あて先）千葉市立 学校長</p> <p>現住所 保護者氏名 ①</p> <p>現住所 保証人氏名 ②</p> <p>次の者の在学中は、校則その他の規程を守らせるとともに、本人の一身上のことに關しては、一切私どもにおいてお引き受けします。</p> <p>現住所 生徒氏名 生年月日</p>	<p>第1条～第71条（略）</p> <p>第1号様式（略）</p> <p>第2号様式</p> <p>第2号様式（第23条関係）</p> <p>管 約 書 年 月 日</p> <p>（あて先）千葉市立 学校長</p> <p>現住所 保護者氏名 (添)</p> <p>現住所 保証人氏名 (添)</p> <p>（添付人等欄は、必ず記入してください）</p> <p>次の者の在学中は、校則その他の規程を守らせるとともに、本人の一身上のことに關しては、一切私どもにおいてお引き受けします。</p> <p>現住所 生徒氏名 生年月日</p>																								
<p>第3号様式</p> <p>第3号様式（第30条関係）</p> <p>給 付 申 請 書 年 月 日</p> <p>（あて先）千葉市教育委員会 千葉市立 学校長 印</p> <p>下記により、給付申請をいたしましたので報告いたします。</p> <table border="1"> <tr><td>実施年月日</td><td></td></tr> <tr><td>実施の場所</td><td></td></tr> <tr><td>定期・臨時の別</td><td></td></tr> <tr><td>実施学年及び児童(生徒)数</td><td></td></tr> <tr><td>給付申請区画名</td><td></td></tr> <tr><td>特記事項</td><td></td></tr> </table>	実施年月日		実施の場所		定期・臨時の別		実施学年及び児童(生徒)数		給付申請区画名		特記事項		<p>第3号様式</p> <p>第3号様式（第30条関係）</p> <p>給 付 申 請 書 年 月 日</p> <p>（あて先）千葉市教育委員会 千葉市立 学校長</p> <p>下記により、給付申請をいたしましたので報告いたします。</p> <table border="1"> <tr><td>実施年月日</td><td></td></tr> <tr><td>実施の場所</td><td></td></tr> <tr><td>定期・臨時の別</td><td></td></tr> <tr><td>実施学年及び児童(生徒)数</td><td></td></tr> <tr><td>給付申請区画名</td><td></td></tr> <tr><td>特記事項</td><td></td></tr> </table>	実施年月日		実施の場所		定期・臨時の別		実施学年及び児童(生徒)数		給付申請区画名		特記事項	
実施年月日																									
実施の場所																									
定期・臨時の別																									
実施学年及び児童(生徒)数																									
給付申請区画名																									
特記事項																									
実施年月日																									
実施の場所																									
定期・臨時の別																									
実施学年及び児童(生徒)数																									
給付申請区画名																									
特記事項																									

新旧対照表（千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正）

改正前	改正後																																																																																																																																																																
<p>第1条～第12条（略） 第1号様式（略） 第2号様式</p> <p>第2号様式</p> <p style="text-align: center;">推薦調査</p> <p>（あて先） 千葉市教育委員会</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">千葉市立 高等学校長 印</p> <p>下記の者は、千葉市育英資金受給者として適当であると認められますので推薦します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">千葉市立</td> <td style="width:20%;">高等学校</td> <td style="width:10%;">科</td> <td style="width:10%;">年</td> <td style="width:10%;">氏名</td> <td style="width:30%;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">学 業 成 績</th> <th rowspan="2">推 薦 所 見</th> </tr> <tr> <th>教 科</th> <th>科 目</th> <th>年</th> <th>年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国語</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="10">学力に関する所見</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">社会 (地理・公民)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">数学</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">人物に関する所見</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">理科</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健体育</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">経歴に関する所見</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">芸術</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外国語</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">家庭状況に関する所見</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>家庭</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>専門 学校設定教科</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] (1) 教科科目目は、各学校の教育課程に従い記入すること。 (2) 学業成績は、高校1年生の場合は中学校最終学年の全履修科目(各教科最上段に記入)を、高校2年生以上の場合は高校の前学年までの全履修科目を、5段階で記入すること。</p>	千葉市立	高等学校	科	年	氏名		学 業 成 績				推 薦 所 見	教 科	科 目	年	年	国語				学力に関する所見				社会 (地理・公民)							数学				人物に関する所見				理科							保健体育				経歴に関する所見				芸術							外国語				家庭状況に関する所見				家庭				情報				専門 学校設定教科				<p>第1条～第12条（略） 第1号様式（略） 第2号様式</p> <p>第2号様式</p> <p style="text-align: center;">推薦調査</p> <p>（あて先） 千葉市教育委員会</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">千葉市立 高等学校長</p> <p>下記の者は、千葉市育英資金受給者として適当であると認められますので推薦します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">千葉市立</td> <td style="width:20%;">高等学校</td> <td style="width:10%;">科</td> <td style="width:10%;">年</td> <td style="width:10%;">氏名</td> <td style="width:30%;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">学 業 成 績</th> <th rowspan="2">推 薦 所 見</th> </tr> <tr> <th>教 科</th> <th>科 目</th> <th>年</th> <th>年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国語</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="10">学力に関する所見</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">社会 (地理・公民)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">数学</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">人物に関する所見</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">理科</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健体育</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">経歴に関する所見</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">芸術</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外国語</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">家庭状況に関する所見</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>家庭</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>専門 学校設定教科</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] (1) 教科科目目は、各学校の教育課程に従い記入すること。 (2) 学業成績は、高校1年生の場合は中学校最終学年の全履修科目(各教科最上段に記入)を、高校2年生以上の場合は高校の前学年までの全履修科目を、5段階で記入すること。</p>	千葉市立	高等学校	科	年	氏名		学 業 成 績				推 薦 所 見	教 科	科 目	年	年	国語				学力に関する所見				社会 (地理・公民)							数学				人物に関する所見				理科							保健体育				経歴に関する所見				芸術							外国語				家庭状況に関する所見				家庭				情報				専門 学校設定教科			
千葉市立	高等学校	科	年	氏名																																																																																																																																																													
学 業 成 績				推 薦 所 見																																																																																																																																																													
教 科	科 目	年	年																																																																																																																																																														
国語				学力に関する所見																																																																																																																																																													
社会 (地理・公民)																																																																																																																																																																	
数学					人物に関する所見																																																																																																																																																												
理科																																																																																																																																																																	
保健体育					経歴に関する所見																																																																																																																																																												
芸術																																																																																																																																																																	
外国語				家庭状況に関する所見																																																																																																																																																													
家庭																																																																																																																																																																	
情報																																																																																																																																																																	
専門 学校設定教科																																																																																																																																																																	
千葉市立	高等学校	科	年	氏名																																																																																																																																																													
学 業 成 績				推 薦 所 見																																																																																																																																																													
教 科	科 目	年	年																																																																																																																																																														
国語				学力に関する所見																																																																																																																																																													
社会 (地理・公民)																																																																																																																																																																	
数学					人物に関する所見																																																																																																																																																												
理科																																																																																																																																																																	
保健体育					経歴に関する所見																																																																																																																																																												
芸術																																																																																																																																																																	
外国語				家庭状況に関する所見																																																																																																																																																													
家庭																																																																																																																																																																	
情報																																																																																																																																																																	
専門 学校設定教科																																																																																																																																																																	
第2号様式～第9号様式（略）	第2号様式～第9号様式（略）																																																																																																																																																																

千葉市生涯学習センター管理規則の一部改正について（議案第16号）

生涯学習部生涯学習振興課

1 改正の趣旨

平成31年10月1日の消費税率（国・地方）の引き上げに伴う生涯学習センター附属設備利用料金基本額の改定及び駐車場使用料の減免方法の見直し等に伴う所要の改正を行うほか、規定の整理を図るため、千葉市生涯学習センター管理規則の一部改正を行うもの。

2 改正の概要

(1) 駐車場使用料の減免方法の見直し（第15条）

これまで、使用料の減免を受けようとする者は、千葉市生涯学習センター施設利用料金減免承認申請書（様式第9号）を提出しなければならないとしていたが、市長が特に認める場合はこの限りでないものとする。

（この市長が特に認める場合とは、身体障害者手帳等の提示があった場合で、これにより申請書の提出を免除するものとする旨別途定める。）

(2) 附属設備利用料金基本額の変更（別表第1）

現行表示料金に消費税率引上げ分を転嫁する。

「現行表示料金×110/108＝新料金」

原則として内税方式とし、10円未満の端数切り捨てとする。

また、備品の入れ替えがあったため、品目等についても一部改正する。

(3) 様式の教示文の変更（様式第7～8号、第13号）

様式中の審査請求等に係る教示文を改める。

※行政不服審査法の全部改正（平成28年4月1日施行）に伴う様式の一部改正

3 施行日

公布の日

「(2) 附属設備利用料金基本額の変更」については、平成31年10月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

新旧対照表
(千葉市生涯学習センター管理規則の一部改正)

改正前					改正後					
第1条～第14条 略					第1条～第14条 略					
(使用料の減免)					(使用料の減免)					
<p>第15条 条例第15条の規定により使用料の減免を受けようとする者(以下「減免申請者」という。)は、千葉市生涯学習センター施設使用料減免承認申請書(様式第9号)を提出しなければならない。</p>					<p>第15条 条例第15条の規定により使用料の減免を受けようとする者(以下「減免申請者」という。)は、千葉市生涯学習センター施設使用料減免承認申請書(様式第9号)を提出しなければならない。 <u>ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。</u></p>					
<p>2 前項の申請書を受理し、使用料を減免するときは、千葉市生涯学習センター施設使用料減免承認書(様式第10号)を減免申請者に交付するものとする。</p>					<p>2 前項本文の申請書を受理し、使用料を減免するときは、千葉市生涯学習センター施設使用料減免承認書(様式第10号)を減免申請者に交付するものとする。</p>					
第16条～第24条					第16条～第24条 略					
別表第1 附属設備利用料金基本額					別表第1 附属設備利用料金基本額					
区分	品目	単位	金額(1日につき)	備考	区分	品目	単位	金額(1日につき)	備考	
舞台設備	ホール照明セット(ボ ーダーライト、アッパ ーホリゾンライト、フ ロントサイドスポッ トライト、シーリング スポットライト)	一式	10,680円		司会 台を 含む。	舞台設備	ホール照明セット(ボ ーダーライト、アッパ ーホリゾンライト、フ ロントサイドスポッ トライト、シーリング スポットライト)	一式	10,870円	
	ホール音響セット	一式	12,960円				ホール音響セット	一式	13,200円	
	はね返りスピーカー	1台	2,080円							
	演台及び花台	一式	2,080円				演台及び花台	一式	2,110円	
	ホール用デッキセッ ト(DVD、CD、MD、カ セット)	一式	9,040円							
	幕板付会議机	1台	800円				会議机	1台	810円	
	椅子	1本	200円	折 り た た み ス タ ッ キ ン グ			椅子	1本	200円	
コントラバス用椅子	1本	400円		コントラバス用椅子	1本	400円				

	ピアノ椅子	1本	1,200円	
	指揮者用譜面台	1台	600円	
	演奏者用譜面台	1台	200円	
	指揮台	1台	1,200円	
	山台(平台)	一式	23,680円	
	プログラムスタンド	1台	400円	
	映像設備	ビデオプロジェクター、スライドプロジェクター、OHP、書画カメラ	1台	5,120円
大型プロジェクター		1台	7,720円	
スクリーン		一式	3,400円	
AVワゴン(ビデオ、テレビ)		一式	6,440円	
音響設備	16ミリ映画フィルムコンバーター	1台	7,320円	
	有線マイク・マイクスタンドセット	一式	2,960円	床置型・卓上型
	ワイヤレスマイクセット	一式	4,320円	ハンド型・タイプイン型
	カセットデッキ(CD、MD、カセット)	一式	800円	
	移動用音響調整卓	一式	10,720円	
	周辺機器	1台	5,120円	
	楽器	国産フルコンピアノ	1台	25,920円
電子ピアノ		1台	3,400円	
楽器・アンプセット(ドラムス、シンセサイザー、ボーカルアンプ、ギターアンプ)		一式	6,440円	
その他	電子白板	1台	1,720円	
	展示用パネル・白板・揭示板	1台	400円	移動用

別表第2 略
様式第1号~第6号 略

	ピアノ椅子	1本	1,220円	
	指揮者用譜面台	1台	610円	
	演奏者用譜面台	1台	200円	
	指揮台	1台	1,220円	
	山台(平台)	一式	24,110円	
	プログラムスタンド	1台	400円	
	映像設備	ビデオプロジェクター、スライドプロジェクター、OHP、書画カメラ	1台	5,210円
大型プロジェクター		1台	7,860円	
スクリーン		一式	3,460円	
AVワゴン(ビデオ、テレビ)		一式	6,550円	
音響設備	16ミリ映画フィルムコンバーター	1台	7,450円	
	有線マイク・マイクスタンドセット	一式	3,010円	床置型・卓上型
	ワイヤレスマイクセット	一式	4,400円	ハンド型・タイプイン型
	カセットデッキ(CD、MD、カセット)	一式	810円	
	移動用音響調整卓	一式	10,720円	
	周辺機器	1台	5,120円	
	楽器	国産フルコンピアノ	1台	26,400円
電子ピアノ		1台	3,460円	
楽器・アンプセット(ドラムス、シンセサイザー、ベースアンプ、ギターアンプ)		一式	6,550円	
その他	電子白板	1台	1,750円	
	展示用パネル・白板・揭示板	1台	400円	移動用

別表第2 略
様式第1号~第6号 略

様式第7号

不許可番号

年 月 日

千葉市生涯学習センター施設使用変更不許可通知書

様

指定管理者 ㊦

年 月 日付けで申請のあった千葉市生涯学習センターの施設の使用に関する許可事項の変更については、下記の理由により、許可しないので通知します。

記

1 申請の内容

許可を受けた事項	許可年月日及び び許可番号			
	使用日			
	行 事 名			
	使用施設及び 使用時間	施設名	使用時間	
	使用区分			
使用予定者数				
変更事項				

2 許可しない理由

教示

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第8号

取消番号

年 月 日

千葉市生涯学習センター施設使用許可取消通知書

様

指定管理者 ㊦

次のとおり、千葉市生涯学習センターの施設の使用許可を取り消しましたので通知します。

1 取り消した使用許可の内容

許可年月日 及び許可番号	許可年月日 及び許可番号			
	使用日			
	行 事 名			
	使用施設及び 使用時間	施設名	使用時間	
	使用区分			
使用予定者数				

2 使用許可を取り消した理由

教示

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第7号

不許可番号

年 月 日

千葉市生涯学習センター施設使用変更不許可通知書

様

指定管理者 ㊦

年 月 日付けで申請のあった千葉市生涯学習センターの施設の使用に関する許可事項の変更については、下記の理由により、許可しないので通知します。

記

1 申請の内容

許可を受けた事項	許可年月日及び び許可番号			
	使用日			
	行 事 名			
	使用施設及び 使用時間	施設名	使用時間	
	使用区分			
使用予定者数				
変更事項				

2 許可しない理由

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第8号

取消番号

年 月 日

千葉市生涯学習センター施設使用許可取消通知書

様

指定管理者 ㊦

次のとおり、千葉市生涯学習センターの施設の使用許可を取り消しましたので通知します。

1 取り消した使用許可の内容

許可年月日 及び許可番号	許可年月日 及び許可番号			
	使用日			
	行 事 名			
	使用施設及び 使用時間	施設名	使用時間	
	使用区分			
使用予定者数				

2 使用許可を取り消した理由

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第13号

不承認番号

年 月 日

千葉県生涯学習センター施設原状変更不承認通知書

様

指定管理者 ㊦

年 月 日付けで申請のあった千葉県生涯学習センターの施設の原状の変更については、下記の理由により、承認しないので通知します。

記

1 申請の内容

使用日	年 月 日(曜日)	行 事 名	金額(円)
施設名		時間	
使用者区分		小計	
使用者予定数			
(変更理由)			
(変更場所)			

2 承認しない理由

教示

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第13号

不承認番号

年 月 日

千葉県生涯学習センター施設原状変更不承認通知書

様

指定管理者 ㊦

年 月 日付けで申請のあった千葉県生涯学習センターの施設の変更については、下記の理由により、承認しないので通知します。

記

1 申請の内容

使用日	年 月 日(曜日)	行 事 名	金額(円)
施設名		時間	
使用者区分		小計	
使用者予定数			
(変更理由)			
(変更場所)			

2 承認しない理由

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(利用料金の経過措置)

2 この規則による改正後の千葉県生涯学習センター管理規則別表第1の規定は、平成31年10月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

千葉市教職員研修計画等の策定について

学校教育部教育指導課

1 策定の理由

公立学校の教職員の資質向上のため、平成29年4月に教育公務員特例法の一部改正が施行され、これを受けて平成30年3月には「千葉県・千葉市教員等育成指標」を策定しました。

今年度、本市においては育成指標を踏まえて、千葉市教職員研修計画等を立案しました。

なお、今後、これらを学校・教職員に周知を図り、教職員が自ら学び続け、資質・能力を向上させるための手立てとして活用するとともに、教職員が自らの研修履歴を振り返り、必要な研修を受講できるような環境づくりを進めて参ります。

2 概要

(1) 教員等育成指標の4つの柱に対応するキャリア・ステージごとの目標

千葉市の教職員として各キャリア・ステージにおける目指すべき目標を新規策定。

(2) 教職員研修体系

本市の研修の全体像を職種別に示した。県市育成指標を踏まえて改訂。

(3) 教職員研修計画

平成31年度に本市で予定している研修を、県市育成指標を踏まえて整理。

3 今後の予定

3月20日(水) 教育委員会会議にて議決

3月下旬 ホームページにて公開

4月以降 校長・教頭・教務主任研修会等、教職員対象の各種悉皆研修会において周知

教頭研修会等において人材育成を含めた研修テーマの一つとして指標や研修計画等の活用法を協議

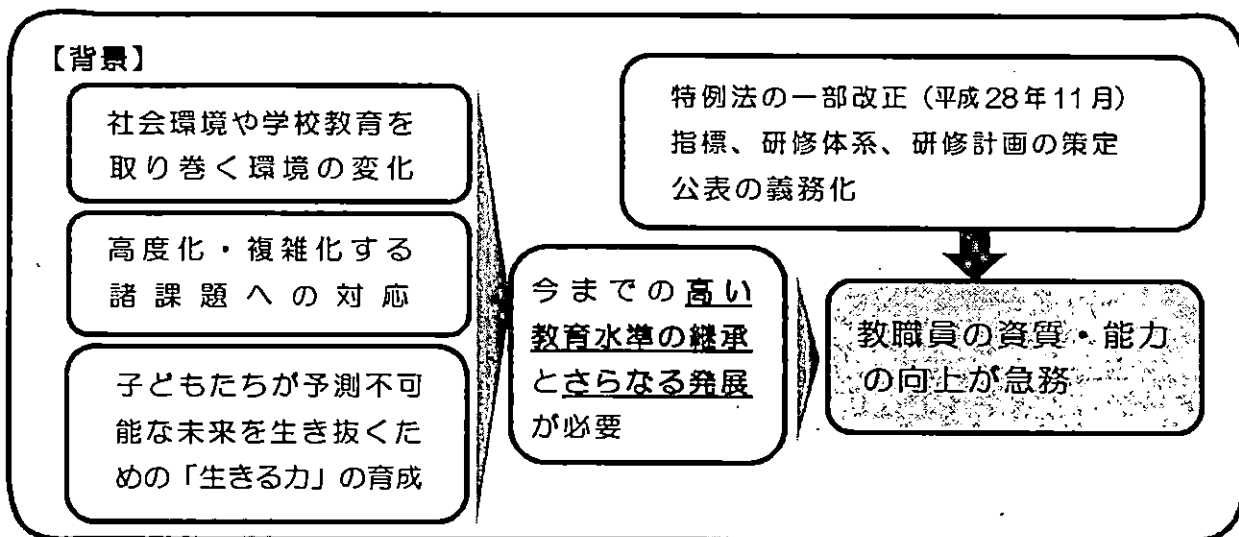
研修履歴の活用に向けた手立てを研修検討委員会で検討

「千葉市教職員研修計画」等の策定について

グローバル化の進展や社会環境の急速な変化の中で、子どもたちに21世紀を生き抜く力を育成するため、教職員自らが常に学び続け、指導力と資質・能力を高め続ける必要があります。

千葉県・千葉市教育委員会は、教育公務員特例法の一部改訂を受け、平成30年3月に「千葉県・千葉市教員等育成指標」（以下、「指標」という）を策定しました。

さらに、千葉市教育委員会では、指標を踏まえつつ、教職員が身につける資質・能力の目安や目標を定めた「指標の4つの柱に対応するキャリア・ステージごとの目標」、体系的・効果的に教職員研修を実施するための「教職員研修体系」、教職員自らが意欲的に研修を受講する手がかりとしての「教職員研修計画」を定めました。



「千葉県・千葉市教員等育成指標」策定（平成30年3月）
～信頼される質の高い教員の育成を目指して～

【千葉市の取組】

指標の4つの柱に対応するキャリア・ステージごとの目標

- ◎ 4つの柱とは
 - ・教職に必要な素養
 - ・学習指導に関する実践的指導力
 - ・生徒指導等に関する実践的指導力
 - ・チーム学校を支える資質能力
- ◎ 3つのキャリア・ステージとは
 - I【成長期】学級経営、担当教科指導等
 - II【発展期】学年経営、校務分掌主任等のミドルリーダー
 - III【充実期】学校運営等、職員全体へ指導・助言

教職員研修体系

千葉市の教員等研修の全体像を体系的に図示したもの

教職員研修計画

千葉市教育委員会が実施する様々な研修講座の対象者、内容、育成が見込める指標の4つの柱などを一覧表にまとめたもの

教職員等が自ら学び続け、資質・能力を向上させるために

「千葉市教職員研修計画」等の使い方

教職員として

指標の4つの柱に対応するキャリア・ステージごとの目標

- 各キャリア・ステージにおける教職員として求められる姿を把握してください。
- 教職員として成長していく上で、自身に必要な資質・能力を確認するとともに、次のキャリア・ステージへ進むための目標や研修テーマとして活用してください。
- 定期的な自己評価と自身の状況を明確化する際にも活用してください。

教職員研修体系

- キャリア・ステージに応じた本市の研修の全体像を示しています。教職員一人一人が自身のキャリアプランを構築し、自ら学び続けていくための道標として活用してください。

教職員研修計画

- 平成31年度に千葉市教育委員会が実施する様々な研修講座の対象者、内容、育成が見込める指標の4つの柱などを一覧表にまとめています。キャリア・ステージごとの目標や研修体系を見て、受講したい研修を探す際に活用してください。

管理職として

- 所属教職員の育成目安として平時の指導・助言や目標管理の面談時に活用したり、所属教職員のキャリア・ステージに即して、資質向上に資する研修の受講を助言したりするときに活用してください。
- 校内研修の推進に役立ててください。

キャリア・ステージとは…

千葉市では、学校規模による教職員数の違いや、若年層教員の大量採用による年齢層の二極化、講師や他県他市での経験のある教職員の採用等が存在する現状の中で、年齢や経験年数によらず職を担うケースが増えていることを踏まえて、指標や目標をキャリア・ステージごとに設定をしました。

【成長期】

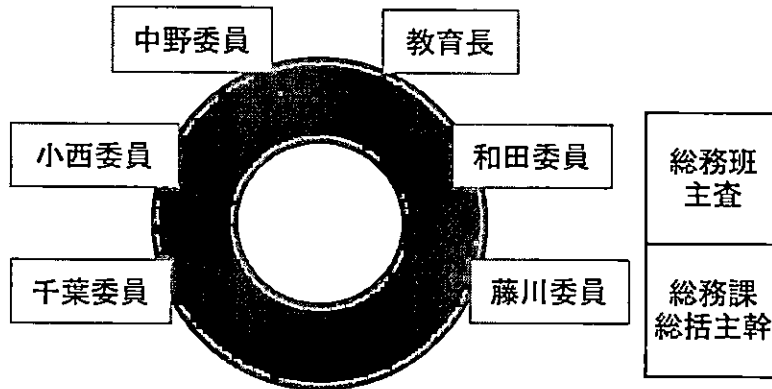
【発展期】

【充実期】

<p>学級経営、担当教科指導等</p> <p>組織の中で、学級・教科担任としての自分の職務を理解し、実践できるようにするとともに、担当分掌についても組織の一員として職務を遂行できる力量をもつことが期待されます。</p>	<p>学年経営、校務分掌主任等のミドルリーダー</p> <p>学級・教科担任としての職務について常に資質能力の向上に努めることが必要です。学校教育目標の実現を目指して、学年主任や校務分掌主任等ミドルリーダーとしての役割をもち、連絡・調整・支援への指導・助言等、その役割を果たすことが期待されます。</p>	<p>学校運営等、職員全体へ指導・助言</p> <p>学級・教科担任としての職務について、経験を生かしながら、新たな教育課題に率先して取り組むことなど、常に資質能力の向上に努めることが必要です。</p> <p>学校全体が協働して活動を遂行する上で、一人一人が役割を担う責任をもち、企画・立案・調整への指導・助言等、その役割を果たすことが期待されます。</p>
--	---	--

教育委員会会議第3回定例会座席表

3月20日



教育総務部長		教育次長
--------	--	------

学校教育部長		生涯学習部長
--------	--	--------

総務課課長補佐		学事課長
---------	--	------

生涯学習振興課長		中央図書館長
----------	--	--------

企画課長		教育指導課統括指導主事
------	--	-------------

生涯学習振興課担当課長		文化財課長
-------------	--	-------

教育職員課長	教育職員課教職員担当課長	教育支援課長
--------	--------------	--------

教育センター所長		養護教育センター所長
----------	--	------------

学校施設課長	学校施設課担当課長	保健体育課長
--------	-----------	--------

総務班		総務班
-----	--	-----

--	--	--

傍聴席(10席)

報道関係(3席)